

会 議 録 目 次

令和4年第7回海田町議会定例会（第1日目）

令和4年9月1日（木）午前9時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸般の報告	
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	5
	③報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について……………	8
日程第4	同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……………	10
日程第5	認定第1号 令和3年度決算の認定について……………	11
日程第6	認定第2号 令和3年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	18
日程第7	一般質問	
	○多田雄一議員……………	21
	○佐中十九昭議員……………	25
	○下岡憲国議員……………	38
	○兼山益大議員……………	57
	○小田久美子議員……………	69
	○大高下光信議員……………	73
	○崎本広美議員……………	76
	○久留島元生議員……………	80
	(延 会)……………	87

令和4年第7回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和4年9月1日(木)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 9月1日(木)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三
副 町 長 今 岡 寛 之
教 育 長 佐々木 智 彦
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三
総 務 部 長 丹 羽 勤
福 祉 保 健 部 長 森 川 雅 枝
建 設 部 長 久保田 誠 司
教 育 次 長 森 山 真 文
下 水 道 担 当 参 事 龍 岩 広 幸
建 設 部 次 長 門 前 誠 司
企 画 課 長 藤 原 靖
魅力づくり推進課長 脇 本 健二郎
財 政 課 長 吉 本 真 人
総 務 課 長 中 村 修 介
税 務 課 長 松 井 良 哲
防 災 課 長 宮 垣 将 司
デジタル推進課長 下 野 武 士
町 民 生 活 課 長 水 川 綾 子
住 民 課 長 近 森 茂
社 会 福 祉 課 長 杉 本 幸 穂
こ ど も 課 長 新 藤 正 敏
長 寿 保 険 課 長 岩 本 宏 美
保 健 セ ン タ ー 所 長 森 原 知 美
建 設 課 長 早 稲 田 誠
上 下 水 道 課 長 木 村 生 栄
会 計 管 理 者 中 川 修 治

生涯学習課長	中下義博
学校教育課教育指導監	小村孝広
新庁舎整備室長	山田長秀
代表監査委員	永海房雄

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	倉本勇登
主査	戸成正考
主任	辻千奈美

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
 - ①議会報告
 - ②行政報告
 - ③報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第5 認定第1号 令和3年度決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 令和3年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 第39号議案 町道の路線の廃止及び認定について
- 日程第9 第40号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第41号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第42号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第43号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第3号）

日程第13 第44号議案 令和4年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第7回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者、並びに代表監査委員の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので、御了承ください。なお、議場内が非常に暑くなっております。体調管理の観点から、上着の脱衣を許可いたしますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。さて、世界的な資源価格の高騰に加え、円安による影響で食料品やガソリン代、電気代など日常生活に欠かせない幅広い品目で値上げが進行しております。資源価格の高止まりと円安傾向が当面続くとみられる中、賃金の伸びが物価上昇に追いついておらず、家計が受ける影響は少なくありません。更に、新型コロナウイルス感染症の収束も見通せないなど、町民生活にとっては厳しい状況が続きますが、執行部におかれましては、国、県と連携を密にして町民の安心安全な生活のために、適時、適切な施策の執行をお願いしたいと思います。この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（西田） 皆さん、改めましておはようございます。本日、令和4年第7回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、報告1件、同意1件、決算認定2件、町道廃止及び認定1件、条例改正3件、補正予算2件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議をいただきまして、是非とも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第13にわたる各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、8番、大江議員、9番、下岡議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月9日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月9日までの9日間と決めます。

この際、議長より、議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には、マスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすい、また声が聞き取りやすいようマイクを立てて、ゆっくりと発言してください。なお、執行部の皆さんには挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、6月定例会以降の状況を議会の動きとしてお手元に配付しております。主なものとして、7月20日、私が広島県町議会議長会の会長として、都道府県会長会に出席するために上京した際に、斉藤鉄夫国土交通大臣のもとを訪れ、尾崎川排水機整備と西ノ谷川砂防えん堤の整備の早期の完成など、町民が安心安全で暮らせる生活環境を確保するための要望書を提出いたしました。また、7月26日には、私と副議長が広島県土木建築局及び広島県西部建設事務所に赴き、同趣旨の要望書を提出いたしました。また、8月25日には、神石高原町の議員と意見交換会を開催し、議会運営等について意見を交わしました。また、8月26日には、広島県町議会議長会議員研修会に参加をし、現在、地方議会に対して求められている議会改革について学びました。なお、常任委員会調査等実施状況を添付しておりますので、併せて御参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思っております。以上で、議会報告を終わります。

続いて、行政報告について、町長より申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田） それでは、6月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、県と連携して情報収集を行い、住民に対して広報かいた、ホームページ、ラインや町内放送等で情報提供や注意喚起を行いました。また、ワクチン接種につきましては、60歳以上の方、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方や医療従事者等に4回目の接種を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金の貸付等を利用してもお生活に困窮する世帯の自立を支援するための生活困窮者自立支援金につきましては、8月31日現在で28世帯に支給しております。

次に、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援を行うための住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、8月31日現在で2,490世帯に支給しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得の子育て世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、8月31日現在、ひとり親世帯分は179世帯に、ひとり親世帯以外の世帯分は99世帯に支給しました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援につきましては、中小企業者等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、8月31日現在、延べ465件となっております。

次に、海田町事業継続応援金第3弾の給付事業につきましては、8月31日現在、179件の申請となっております。

次に、新庁舎整備につきましては、8月上旬に免震装置の取付工事を終え、8月10日に議員の皆様にご現場視察を行っていただきました。また、8月11日には町内の23名の方々にも現場の見学をしていただきました。現在は鉄骨工事を進めております。

次に、梅雨時期の状況につきましては、今年は6月14日に梅雨入りし、6月28日に梅雨明けをしております。また、7月8日から9日の間に太平洋高気圧周辺の温かく湿った空気の影響により、雨雲が急速に発達し、土砂災害の危険が高まったため、警戒レベル4、避難指示を発令し、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所を開設しました。この間、町内の広い範囲の道路冠水が発生しました。

次に、海田町の防災の日である7月6日に町民センターにおいて、平成30年7月豪雨災害で犠牲になられた全ての方々に哀悼の誠を捧げ、災害からの復旧・復興の誓いを新たにすることを目的に献花台を設置し、46名の方々に御参列いただきました。

また、この災害の記憶を風化させず、防災意識の高揚を図るため、平成30年7月豪雨

災害写真パネル展示を町内5施設で開催しました。

次に、防災訓練につきましては、6月11日に町内4小学校において、全町民を対象とした避難に備えた防災訓練を実施し、193名の方々に御参加いただき、ひろしまマイ・タイムラインの作成や心肺蘇生法の講習、土砂災害VR体験、海田高等学校家政科による避難食を使った料理の紹介等を通じて、防災意識の高揚を図りました。

次に、防災教育につきましては、6月5日に蟹原自治会、6月26日に町消防団員、7月6日に海田南小学校4年生、7月7日に南本町ふれあい会、7月11日に東海田幼稚園の園児を対象に、防災講話を実施しました。

次に、町職員を対象とした防災訓練につきましては、6月24日に広島市安芸消防署の職員を講師に招き、水防技術の習得を目的とした訓練を実施しました。

次に、国及び県に対する要望活動につきましては、6月14日に広島県西部建設事務所長が来庁し、令和4年度施工予定の事業について説明を受け、海田町からも県事業の整備促進について、直接要望をいたしました。

また、国道2号東広島・安芸バイパス建設促進期成同盟会及び広島南道路建設促進期成同盟会の活動として、7月14日に国土交通省中国地方整備局に対し、また7月28日には、国土交通省に出向いて、国土交通大臣に直接要望をいたしました。更に8月2日に、国土交通省中国地方整備局道路部長との意見交換会に出席し、広島南道路の整備促進について、直接要望をいたしました。

次に、織田幹雄スクエアに寄附いただいたグランドピアノにつきましては、7月31日に寄附者である海田の夢を語る会に対して、善行表彰を行いました。表彰式では、海田小学校第5学年の西山渚紗さんと海田東小学校第6学年の齋木梨瑚さんに、寄附をいただいたグランドピアノによるすばらしい記念演奏を披露していただきました。

次に、教職員の防災研修につきましては、6月9日、集合研修により開催いたしました。地震や津波、洪水、土砂災害の被害の実際や、防災や減災について、学校の指導の在り方を考えるとともに、地域の実態に即した避難方法について研修することができました。

次に、こども議会につきましては、皆様の御理解と御協力の下、7月29日に、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、開催することができました。こども議員14名からは海田町のよさを再発見することができた、まちづくりを自分事として捉えることができた、行政の仕組みや議会の役割に関心を持つことができたといった感想がありました。今後

は総合的な学習の時間等を通して、学びを深め、更に、今後のまちづくりに関心を持っていただけることを期待しております。

次に、授業力向上研修につきましては、全世代の教員が生きる学校というテーマで信州大学准教授を講師として、8月5日にオンラインで開催いたしました。各学校において、ワークショップ方式で2学期の教育活動について議論することで、全ての世代の教職員が当事者意識や主体性を持って取り組むことの重要性を学ぶことができました。

次に、令和4年度全国学力・学習状況調査につきましては、7月28日に結果が公表され、小学校においては国語科・算数科・理科の全ての教科において、広島県平均を大きく上回りました。中学校国語科については、広島県平均並み、数学科については県平均を上回る結果となりました。一方、中学校理科については、広島県平均を下回る結果となり、今後改善を図ってまいります。

次に、ICT教育の取組につきましては、電子黒板を各学校に整備し、全教職員を対象とした研修を実施いたしました。2学期からは適切かつ効果的に活用し、教材や情報の提示、発信、個々の意見の交換など学習活動を工夫し、学習の質を高めていきます。また、幼保小の連携を強化するため、町内の幼稚園、保育所、認定こども園に電子黒板を導入し、町立小学校とオンラインでつながる環境を整備しました。園児と児童の交流や、教職員の相互参観など、子どもの育ちと学びをつなぐ取組に活用してまいります。

次に、6月25日及び26日に海田東公民館において、一般社団法人海田町文化スポーツ協会との共催で、海田町文化祭イン海田東公民館を開催いたしました。当日は新型コロナウイルス感染症対策を講じ、2日間で約600人の入場がありました。

次に、8月21日に織田幹雄スクエアにおいて、呉・賀茂地区スポーツ推進委員研究大会・女性研修会を開催いたしました。当日は新型コロナウイルス感染症対策を講じ、3市4町のスポーツ推進委員約90名が一堂に会し、指導理論や実技を学び、スポーツ推進委員としての企画・運営等に関する力量を高めることができました。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告をさせていただきました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続いて、報告第6号、令和3年度決算に基づく健全化比率及び資金不足比率について町長より報告を求めたいと思います。町長。

○町長（西田）報告第6号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規

定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。説明資料は、議案書とは別冊の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。

報告書の1ページをお願いいたします。令和3年度決算に基づく健全化判断比率の総括表でございます。結果としては、健全化判断比率4指標全て早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。個別の内容で申しますと、まず実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字額を比率で示すもので、前年度に引き続き赤字額がございませんので、値は出ておりません。次の連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を合わせた赤字額を比率で示すもので、こちらも各会計ともに、前年度に引き続き赤字額がございませんので、値は出ておりません。次に、実質公債費比率につきましては公債費の比率を示すもので、令和3年度は5.7パーセントで、前年度に比べて0.7ポイント改善しております。その主な要因は、本比率は3か年平均により算出するもので、令和3年度算定に当たっては単年度の比率が高かった平成30年度の値が算定対象外となったことによるものです。次に、将来負担比率については、町債残高など、将来、町が負担する負債を比率で示すもので、将来負担額への充当可能な財源が将来負担額を超えて、将来負担がマイナスとなっているため、前年度に引き続き、値は出ておりません。次に、2ページには各比率の概要を、3ページから7ページには各指標の算定内容を記載しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりませんので、資金不足比率の値は、前年度に引き続き、出ておりません。9ページ、10ページには算定内容を記載しております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で報告を終わります。令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る8月19日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書でございます。この際、監査委員から監査結果の概要報告をお願いしたいと思いま

す。永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について、その概要を申し上げます。審査の対象は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び令和3年度決算に基づく資金不足比率、並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類で、令和4年8月19日に審査を行いました。審査は、町長から送付をされました令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、並びに算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成をされているか、関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、細部にわたりましては関係職員から説明を聴取するなどして実施をいたしました。

その結果、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令に準拠して作成をされており、その計数も正確であると認めました。なお、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率は経営健全化基準を下回っております。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては審査意見書を御覧いただければと思います。

○議長（桑原）以上で、審査結果の概要報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございません。報告第6号については、これをもって終結をいたします。

これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります黒石俊明さんの任期が令和4年10月31日をもって満了することに伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き、黒石俊明さんでございます。詳細につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について御説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は3年で定数は3人でございます。

それでは、黒石俊明さんの経歴について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在63歳でございます。職歴でございますが、昭和59年4月に株式会社フレンドリーに入社、昭和63年7月に有限会社地価総合研究所、平成15年1月から有限会社中村不動産鑑定に勤務され、現在に至っておられます。また、平成15年3月に不動産鑑定士の資格を取得され、平成21年12月から海田町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。固定資産の評価に関する学識を有しておられ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意第2号についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれを同意することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、認定第1号、令和3年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第1号、令和3年度決算の認定について。令和3年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別

会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算及び海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、御審議いただき認定くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、令和3年度決算の内容につきまして、主要施策の成果に関する説明書により御説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書の2ページをお願いいたします。令和3年度一般会計の決算規模は、歳入総額138億3,557万1,000円、歳出総額130億6,796万8,000円で、歳出で申しますと、前年度に比べて16億3,795万円、11.1パーセントの減となっております。主な減額理由は令和2年度に実施した特別定額給付金事業費の減によるものでございます。次に、3ページの決算収支をお願いいたします。下段に、年度別実質収支の表を記載しております。表内の一番右側の令和3年度の列に記載のとおり、区分Cの歳入歳出差引額は7億6,760万3,000円で、そこからDの翌年度に繰り越すべき財源を控除した、Eの実質収支は5億1,785万4,000円の黒字となっております。また、令和3年度決算の特徴として、H欄に記載のとおり、5億8,857万5,000円の繰上償還を実施しております。この影響もあり、実質単年度収支は大幅な黒字となっております。最後の欄の実質収支額のうち、地方財政法第7条による基金繰入金は2億6,000万円でございます。

次に、4ページには歳入決算額一覧表を、5ページには自主財源と依存財源の推移を掲載しております。主な増減要因について個別に御説明いたします。6ページをお願いいたします。町税については、前年度比で1億3,860万4,000円、3.2パーセントの減となっております。主な増減要因と税目ごとの決算額内訳を表にまとめております。影響額で大きいものとして、令和3年度はコロナに関する特例の軽減措置により固定資産税の減の影響がありましたが、この特例措置による減収分については、地方特例交付金として国から補填されております。次に、17ページをお願いいたします。地方交付税でございます。中段の本文の2段落目から記載しておりますが、地方交付税の決算額は、前年度比で3億8,159万9,000円、36.7パーセントの増となっております。主な増額理由は、国勢調査人口の増による基準財政需要額の増に伴う普通交付税の増と、国の補正予算に伴い、基準財政需要額に臨時費目が創設され、普通交付税が再算定されたことによる増

でございます。次に、22ページをお願いします。国庫支出金については、前年度比で18億2,798万2,000円、33.4パーセントの減となっております。歳出事業に連動する特定財源の増減でございますが、増額要因としてはワクチン接種事業に係るものや保育所整備事業に係るもの、コロナ対応としての子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る増がございます。減額要因で大きなものは、令和2年度実施の特別定額給付金に係る減でございます。次に、23ページをお願いします。県支出金については前年度比で1億1,441万8,000円、13.5パーセントの増となっております。主な増額理由は元海田庁舎土壤汚染対策費補助金の増がございます。次に、26ページをお願いします。諸収入については、前年度比で9億3,521万7,000円、81.1パーセントの減となっております。主な減額理由は、令和2年度は庁舎移転補償金の前払い分があったことによるものです。次に、27ページをお願いします。町債については、前年度比で2億567万円、18.1パーセントの増となっており、その主な増額理由は、庁舎移転事業債の増によるものです。次に、28ページをお願いします。上段に町債発行額と町債依存度の推移、下段に町債残高の推移をグラフで示しております。令和3年度は町債発行額及び依存度が増加する一方で、町債残高が減少しているのは令和3年度に繰上償還を実施したことによるものです。

続きまして、30ページをお願いします。歳出の状況でございます。30ページには目的別の歳出決算額一覧表を記載しております。主な増減項目について個別に説明してまいります。31ページをお願いします。下段の総務費については、前年度比で32億7,247万9,000円、65.1パーセントの減となっております。その増減内訳について、32ページをお願いします。庁舎移転事業費が増額する一方で、令和2年度実施の特別定額給付金給付事業費の減や役場庁舎移転補償金の基金積立金の減の影響がございます。次に、33ページをお願いします。民生費については、前年度比で14億6,024万4,000円、33.1パーセントの増でございます。主な増額理由としては私立保育所等の整備支援に係る保育所整備事業費の増に加えて、コロナ対応としての子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の増がございます。次に、34ページをお願いします。衛生費については、前年度比で3億6,019万5,000円、43.9パーセントの増で、その理由は新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増でございます。次に、35ページをお願いします。下段の商工費については、前年度比で9,059万1,000円、33.3パーセントの減でございます。主な増減内訳について、36ページの上段をお願いします。コロナ対応にかかり、令和2年度に

引き続き、令和3年度も地域経済や中小事業者等へ支援のため様々な対策を講じているところでございます。次に、同ページ下段の土木費については、前年度比で2億4,551万8,000円、17.5パーセントの減でございます。主な増減内訳について、37ページ上段に記載のとおり、海田総合公園整備事業費の増がある一方で、連立事業費の減や完成に伴う中店小学校線道路改良事業費の減がございます。次に、38ページをお願いします。教育費については、前年度比で3億8,010万2,000円、34.2パーセントの減でございます。主な増減内訳については、海田小学校防球ネット設置工事費の増や海田町文化スポーツ協会補助事業費の増がある一方で、令和2年度実施の小学校体育館の非構造部材の耐震化事業費の減や小中学校の情報通信ネットワーク環境及びタブレット端末等整備に係る小中学校ICT活用事業費の減によるものです。

次に、41ページには性質別の歳出決算一覧表を記載しており、42ページ以降には項目ごとの内容を記載しております。主な増減要因については、これまでの説明の目的別歳出決算と重複する部分がございますので、個別の説明は省略させていただきます。

続いて、58ページをお願いします。こちらには、新型コロナウイルス感染症対応に係る決算をまとめております。令和2年度は9回、令和3年度は10回にわたる補正予算により必要な予算を確保し、国や県と連携しながら、感染症防止対策、家計支援や子育て世帯の生活支援、事業者支援等、様々な事業に取り組んでいるところがございます。

続いて、60ページからは繰越しの状況について、65ページからは債務負担行為の状況について、また、67ページからは財政構造等についてそれぞれ記載しております。個別の説明は割愛させていただきますが、主なポイントとして、72ページをお願いします。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率については、経常一般財源の増等により改善している状況でございます。次に、73ページ、74ページをお願いします。プライマリーバランスの推移でございます。令和3年度は、特に繰上償還の取組により、大幅な黒字に改善しております。

次に、75ページをお願いします。第5次海田町総合計画成果指標・行動指標の一覧でございます。総合計画に掲げる施策体系ごとの成果指標や行動指標と、それぞれの目標値や、それに対する令和2年度、令和3年度実績、目標に対する進捗状況等を表にまとめております。

次に、91ページ以降には一般会計の個別事業ごとの内容について記載しておりますが、個々の説明は割愛させていただきます。

続きまして、439ページをお願いいたします。ここからは特別会計となります。特別会計については決算規模について、それぞれ説明させていただきます。

まず、440ページをお願いします。令和3年度公共下水道事業特別会計の決算規模は、歳入総額12億157万2,000円、歳出総額11億9,905万1,000円で、歳出では総務費や事業費の増等により11.4パーセントの増となっております。

続いて、462ページをお願いします。国民健康保険特別会計の決算規模でございます。令和3年度決算額は歳入総額23億7,045万7,000円、歳出総額23億326万3,000円で、歳出では保険給付費の増等により1.8パーセントの増となっております。

続きまして、494ページをお願いいたします。介護保険特別会計保険事業勘定の決算規模でございます。令和3年度決算額は歳入総額21億6,362万9,000円、歳出総額20億6,998万8,000円で、歳出では保険給付費の増等により2.3パーセントの増となっております。

続きまして、542ページをお願いいたします。介護保険特別会計介護サービス事業勘定の決算規模でございます。令和3年度決算額については、歳入総額、歳出総額共に1,797万円で8パーセントの増となっております。

続きまして、550ページをお願いします。後期高齢者医療特別会計の決算規模でございます。令和3年度決算額は歳入総額3億9,547万円、歳出総額3億9,449万8,000円で、歳出では0.3パーセントの増となっております。以上で、令和3年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。令和3年度決算につきましては、去る7月12日から21日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております令和3年度海田町決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）それでは、令和3年度海田町各会計歳入歳出決算の審査意見書について、その概要を申し上げます。審査の対象は、令和3年度海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算書、各歳入歳出事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書で、令和4年7月12日から7月21日にかけて審査を行いました。審査は町長から送付をされました令和3年度海田町各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関

する調書が関係法令に準拠して作成をされているか確認をし、その内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合するとともに、地方自治法第235条の2の規定に基づく例月出納検査の結果を参考にして実施するとともに、細部に渡りましては関係職員から説明を聴取するなどして実施をいたしました。

審査の結果でございますが、令和3年度の海田町各会計決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成をされており、かつ、それらの計数は関係諸帳簿と符合し、正確であることを認めました。また、予算の執行につきましてはおおむね適正であると認めました。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては審査意見書を御覧いただき、決算認定の参考にしていただければと思います。

○議長（桑原）以上で、審査結果の概要報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定については、例年どおり、決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑においては大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。代表監査委員にお聞きしたいんですが、決算審査意見書の51ページを見させていただきました。そこに、最後にとこの意見が書かれております。それを読みましたら、この意見書の中で、私が、今回、質疑は大きく1点ですけど、新庁舎のことについて、また、細かいことは何点か聞きますが、そこがまず述べられていない。広島県との財産の売買契約というのは、調べたところ、令和元年の11月に締結をされておりますが、土壌汚染対策の工場の費用、令和3年、今支出されている、この資料を見たらそういうことになっております。私的には一体的に判断すべきだからこういう意見書には書かれるだろうと思っているんですが、まず代表監査のほうが一体的に判断すべきだったのかどうかということ、ちょっとお考えをお聞きしたいのが1点。それから、ヒ素調査問題、特にヒ素、検出されたヒ素除去費用について、皆さん、御承知のとおり、住民監査請求が提出されておられました。それも熟読させていただいて、監査委員、代表監査だと思いますが、監査委員の一応意見結果として、私たちも見させていただきました。その中で、一言で言うと、いわゆるもう1年以上経っているからこれは受け付けられないというような意見をされておられました。そのように印象を受けました。ちょっと私も監査請求の内容を見ましたところ、これ、受け付けていらっしゃるという時点で、内容を見たけどかなりの日数経っているから法令的にはもう

これは受け付けられないから却下と書いてますけど、そのような内容であるのであれば、もうその期間を超えているのであれば、最初から受け付けられないという状況である、そういう状況であれば棄却になるはずなんです。却下ではない。そういったところの、なぜ却下にしたというところ。それで、私、なぜなのかなというところで、監査委員の意見が書かれてないというところについてお聞きしたかったので、そして、この最後の51ページには書かれているかなと思って見たんですけど、書かれてないので、その御意見をお聞きしたいということで質疑いたします。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）今の意見書の中に、新庁舎の件が述べられてないということでございますが、この決算審査意見書は令和3年度の決算に関する意見書でございます、新庁舎の用地は令和元年度、それから、ヒ素、いわゆる土壌改良については令和2年度の決算でございますから、この令和3年度の決算書の中で意見としては述べておりません。それから、いわゆる棄却か却下というお尋ねでございましたが、棄却というのは、いわゆる住民監査請求が法的要件を満たしておいた上で、その内容がいわゆる勧告に値しなければそれは棄却、却下というのはいわゆる門前払いでございます、それは法的要件を満たしていないから却下という判断をしたわけでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）法的要件というところで、そういう言い方を変えたということで考えてよろしいですね。はい、それが一つで。もう一つ、ちょっといろんなことをはっきりさせないといけないんで、結局、土壌汚染の調査を待たずに、県とこういった財産の売買契約をしたことによって、令和2年でも3年でも、私、支出3年と考えているんですけど、そういうことが支出されたんですが、結局、町が負担したということについて、代表監査はどのように思われているか、これを質疑します。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）今の土壌汚染による住民監査請求につきましては却下ということで、監査をしておりませんので、ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。51ページの最後の欄、議会としてもあるいは議員としても、非常に監査委員さんに迷惑かけたと。いろいろ執行部のほうから説明がありましたが、他の例を引き出して対応の一つの基準にしたということで、議員のほうはそれ以

上、追求あまりしなかったというのが実態なんです。私も、責任はというところまでは言ったんですが、監査請求、まさかされる、しかも、そういう結果が出てくるとは、非常に猛省をしております。監査委員さんは高い権限と権力を持っておられますけれども、その結果の内容で、妥当な範囲かなというように感じておるんです。それはそれとして、去年まではこの文言、総括の文言が、努められたいという表現でした。今回に限って、努めていただきたいというそういう表現に全部変わってきておるんですね。敬語の使い方、あるいは監査委員として、あるいは裁判官のように、こう指摘をすとかそういう表現の方法が本来ならあってもいいんじゃないかなと私、感じるんですが、それはなぜ変えたのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）確かに、従前まではどちらかという紋切り型の表現になっていたと思うんですが、他の自治体の監査意見書等を参考にしたところ、やっぱり、ですます体の表現のほうが多かったということで、そういう表現のほうが良いだろうということで表現を変えさせていただきました。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私は、何か意味があるのかなと思ってね、ちょっと不思議に、昨年度のと比較してみると、敬語というんか、そういうのがあって、お願いというように感じとるんですね。監査委員は独立した機関でありますから、指摘をする、しかも高い権限と権力を持っていますから、そこら辺の言葉の使い方、表現の仕方、記入の仕方、これはもうちょっと改善したほうが良いんじゃないかなという感じを私はしとるんですが、それはどう思われますか。お尋ねします。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）表現が強いか弱いかというよりも、むしろこの意見書の表現がどうであろうと、やはりそれは町長部局、それぞれの執行機関が、これを受けてどういふふうに対応されるかということだろうと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、認定第2号、令和3年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び

決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第2号、令和3年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分するものとし、併せて、同法30条第4項の規定により、令和3年度海田町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、令和3年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

まずは決算から御説明をいたします。決算書の20ページをお願いいたします。令和3年度海田町水道事業報告書になります。第1、概況、1、総括事項でございますが、令和3年度は老朽化した機械設備更新のため、令和2年度からの継続事業であります国信浄水場改修工事を進めるとともに、令和4年度までの継続事業である蟹原浄水場の浸水対策に取り組むための実施設計を行いました。また、管網整備につきましては、配水管の移設や導水管の布設替に伴う配水管、導水管の耐震化に取り組み、耐震化率は30.6パーセントとなりました。財政面につきましては、主に料金改定により水道料金収入が増加し、事業収益は増加となっております。次に、（1）給水状況でございますが、給水戸数は減少したものの、給水人口は増加しております。次に、（2）建設改良事業でございますが、配水設備整備としまして配水管の移設工事を行いました。また浄水場設備整備といたしまして、浄水場用地取得に伴う物件調査や導水管の布設替、国信浄水場の造成、国信取水井連絡管改修、国信配水池通信設備改良、蟹原浄水場原水濁度計設置工事及び浸水対策実施設計を行いました。次に、（3）財政状況でございますが、令和3年度の事業収益は税抜きで4億5,732万円となり、前年度と比較し、5,207万円増加しております。一方、事業費用は税抜きで4億2,615万円となり、前年度と比較し、8,629万円増加しております。以上の結果、差引き3,117万円の純利益となっております。また、資本的収支は差引き1億9,998万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補填をしております。

続きまして、剰余金の処分について御説明いたします。決算書の10ページ、11ページをお願いいたします。（2）令和3年度海田町水道事業剰余金計算書の剰余金のうち、右側の11ページ、利益剰余金の欄3列目、未処分利益剰余金の欄を御覧ください。処分

後残高 1 億 4,631 万 5,721 円に、当年度純利益 3,117 万 1,826 円を加えた 1 億 7,748 万 7,547 円が当年度末残高となります。次に、(3) 令和 3 年度海田町水道事業剰余金処分計算書案を御覧ください。右端にあります未処分利益剰余金の一番上が先ほど御説明いたしました当年度末残高 1 億 7,748 万 7,547 円となります。当年度は建設改良積立金に 1 億 3,700 万円の積立ての処分を行い、処分後の未処分利益剰余金残高は 4,048 万 7,547 円となります。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。令和 3 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算についても、去る 6 月 30 日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております令和 3 年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）それでは、令和 3 年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。審査の対象は、令和 3 年度海田町水道事業会計決算で、令和 4 年 6 月 30 日に審査を行いました。審査は町長から送付されました決算書、事業報告書及び財務諸表等が地方公営企業関係法令に準拠して作成されているかを確認し、関係諸帳簿と照合するとともに、地方自治法第 235 条の 2 の規定に基づく例月出納検査の結果を参考にするとともに、細部にわたりましては関係職員から説明を聴取するなどして実施をいたしました。

審査の結果、令和 3 年度海田町水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書はいずれも地方公営企業法関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認めました。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては審査意見書を御覧いただき、決算認定の参考にさせていただければと思います。

○議長（桑原）以上で審査結果の概要報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましても、例年どおり、決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

この際、認定第 1 号、令和 3 年度決算の認定について及び認定第 2 号、令和 3 年度海

田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議長より発議をしたいと思  
います。本件につきまして、議長及び議会選出の監査委員を除く議員14名をもって構成  
する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いま  
すが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、本件は、議員14名をもって構成する決算審  
査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決めます。この際、ただいま  
設置されました決算審査特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の互選を  
行い、議長に報告をしてください。暫時休憩いたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいま、決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その  
結果について報告いたします。委員長に宗像議員、副委員長に小田議員と決しておいま  
す。以上で、令和3年度決算の認定について及び令和3年度海田町水道事業会計剰余金  
の処分及び決算の認定についてを終わります。暫時休憩をします。再開は10時40分。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許  
します。12番、多田議員。

○12番(多田) 12番、多田です。本日は2点について質問をいたします。

まず1点目、フェーズフリー。フェーズフリーとは、日常と災害時の垣根をなくすと  
いう新しい概念です。例えば、公園を災害時の避難拠点とする、役場庁舎で使用する机  
などを災害時に使えるような多機能なものにする、学校教育でも算数で津波の速度を学  
ぶことで避難の必要性を認識させる、など、日頃から取り組めることばかりです。いつ

もをもしもでもという新しい概念を取り入れた防災対策を考えてはいかがでしょうか。

2番目、通学路の横断歩道の安全対策です。本年の10月頃に、国土交通省のモデル事業で東小学校正門前の横断歩道にハンブを設置すると説明がありました。全国でいろいろな取組がなされています。ハンブもその一つで、今回の実験の結果が楽しみです。今後、他の小中学校の通学路はどのような対策を講じられる予定でしょうか。ハンブ以外の取組についても検討するべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の1点目の学校教育に関する部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、フェーズフリーについての質問でございますが、日常と非日常を切り離さず、非日常にも使えるものを日常に取り入れ、日常の暮らしと非日常・災害時を区別しないことがフェーズフリーの考え方であると認識しております。現在、町では日常生活で使用しているものをある程度多めに備蓄しておき、古いものから順に使い、使ったものを補充することにより、賞味期限が切れることなく災害時に備蓄品として活用できるローリングストックなどの取組を進めておりますが、この取組もフェーズフリーの考え方に通ずるものがあると考えております。そのほかに、かまどとして使えるベンチの設置や、総合公園では仮設住宅の建設、災害廃棄物の集積を想定した公園整備を進めているところでございます。引き続き、日常や災害時などにも使用できるフェーズフリーの考え方を取り入れた取組について調査研究を行い、活用について検討をしてみたいと考えております。

続きまして、通学路の安全対策についての質問でございますが、ハンブについては、海田東小学校正門前における実証実験でその有効性などを検証した上で、他地区での実施の可否について検討してまいります。また、その他の通学路の安全対策については、毎年度実施している通学路点検で危険箇所を抽出し、安全対策を実施してまいります。また、要望等により新たな対策が必要な箇所についても、現場を確認した上で適切な対策を実施してまいります。通学路の安全対策については、全国的に様々な取組が実施されていることから、それらの情報を収集し、本町に適した対策を実施することで子どもたちの安全確保に取り組んでまいります。

それでは、1点目の学校教育に関する部分については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。

フェーズフリーを取り入れた防災対策についての御質問でございますが、毎日の学校生活に災害時に役立つ要素を取り入れることで、学校での学びが実生活につながるものとなり、児童生徒に生きる力を身につけさせることができると考えております。例えば、小学校におきましては理科で、流れる水の働き、この学習におきまして、河川災害とその予知、防災の工夫について、水流の速さや強さなどについて学習をしております。中学校では保健領域で心の働きや成長について考え、災害時の心のケアについて考え、心の不安定さへの理解や対応方法について学習をしております。今後も学校教育に導入する意義や目的、授業への実践方法等を整理しまして、実践を行っていきたいと思います。以上です。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問をいたします。まず、フェーズフリーですが、町長答弁にございますような形で今後取り組んでいただきたいと思います。新しく、次に東公民館の整備等がございますよね。そういった新しい施設を整備する際にこのフェーズフリーの考え方を取り入れた、例えば、防災拠点にも使えるような形といった形で、幅広く使えるような形を取り入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）海田東地区の拠点施設の整備については、今年度基本構想を策定しております、その中で御指摘の点も踏まえて検討してまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）是非よろしくお願ひいたします。それと、公園についても、今、町長答弁にありますように、総合公園でいろんな対策を考えておられますが、新しく公園を整備するというのは、まあ、ないんでしょうけど、今までの公園についても、例えば防災かまどとか、トイレについても避難者の、一時的な避難ですよね、一時的な避難の方についてもトイレが使いやすいように整備もしていただきたいと思います。というふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かにいろんな面で活用できるということは災害時にも必要なことだと考えますので、関係課と協議しながら設置についても検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それと、このフェーズフリーの事例について書いてあるんですけど、例えば、庁用車、公用車ですよね、公用車を買われる場合に、プラグインハイブリッド車、電気自動車も含めてですけど、そういった形の自動車に替えることで、停電時、家庭用電源に使えるということで、避難所の電源にも使えるんじゃないかと思います。そういった形で、普段は公用車を普通買うときに、ちょっと一考していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）公用車の更新に当たりましては、地元企業さんがどのような車種を出されるかというところを、その時々で検討して更新に当たってそういうような視点で検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは、防災教育、マイ・タイムラインなんか、教育されておりますので、是非、普段の教育の中に、そういった防災を含めた形での、いろいろというか、防災を含めたというような形の教育というのをやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、通学路の横断歩道の件ですが、ハンプの結果が10月以降、出てくると思います。確かにハンプも非常に効果があると私は判断します。ただ、これ、ちょっとネットで検索しますと、全国、すごいいろんな取組をされておりますね。例えば、横断歩道が、どういうんかね、ちょっとハンプが浮いてみえるような横断歩道の塗装にしてあって、車が必然的にスピードを緩めるということもありますし、それから、川崎市がこの間実験的にやられたんですけど、横断歩道の前に「あ」という言葉と感嘆符、アポストロフィ、あれをつけたんですよ、実験的にある地区で。そうすると、事故が極端に減ったという実績があります。何でかいうたら、やっぱりこう走っていて、横断歩道の前に「あ」と書いてあると、あれ、何かなというふうに思ってスピードを緩めるということなんじゃろうと思います。そういった、いろんなやり方をしている市町がありますので、そこは是非研究していただいて、良いものは、そんなに費用がかかるわけじゃないですから、良いものは取り入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）議員おっしゃられるように、全国的にいろいろな取組がなされてお

ります。先ほどのハンプや狭柵も然ることながら、いろいろと今おっしゃられた路面標示するイメージハンプ、これらも取り組まれております。この度、国土交通省と一緒に、この社会実験を行う中で、国土交通省のほうでコンサルタント、要は専門的な業者をつけていただいております。現在はそこと一緒になって、ここの場所だけでなく、地区単位での検討も含めていろいろアドバイスいただいておりますので、それを参考にして、今後、全町的にいろんな検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）そのコンサルタントさんと、地区って、今おっしゃられたんですけど、それは東地区ということでしょうか。それとも、海田町狭いですから、海田町全域でもいいんじゃないかと思うんですが、その地区についてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）その地区の捉え方も、交通の形態、交通の流れ、これによっていろいろな捉え方がありますので、その辺もいろいろ今アドバイスをいただいて、どういった計画を立てれば良いかというところを一緒になって検討させていただいているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）終わります。

○議長（桑原）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。子ども医療費18歳まで無料化の提案をいたします。全国全ての自治体を実施している子どもの医療費助成制度の拡充が年々進んでいます。厚生労働省の2018年度調査で、高校卒業まで助成している市区町村は通院と入院ともに全体の3割を突破。中学校卒業までと合わせると、通院も入院も約9割に達します。昨年4月の時点で、全国1,741の市区町村全てが実施し、通院費では、うち半数が中学3年生、15歳年度末まで、約4割が高校3年生、18歳年度末まで助成していることが分かりました。厚生労働省が調査結果を発表しました。この2年間で大きく前進をしています。次の表は10年間経過した表です。その次の表は2020年度の年齢実績です。東京都は3月3日、中学生までの医療費助成を高校生まで拡大する方針を決め、来年4月から3年間で財源も全額負担すると明らかにしております。広島県内でも前回の議会で表を提出いたしましたが、三次市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町、大

崎上島町の7自治体が実施し、この前、尾道が10月から実施するというので、8自治体になります。そこでお尋ねしますが、国や県の方針を待つのではなく、町独自で実施してはどうかお尋ねをいたします。二つ目には、18歳まで入通院完全無料化をしたら、費用はどれぐらい必要なのかをお尋ねをいたします。また、通院のみと入院のみを実施したら、それぞれどれだけ必要になるのか、併せてお尋ねをいたします。

次に、島根原発事故発生時の海田町の対応についてお尋ねをいたします。2022年6月2日、島根県の丸山達也知事は中国電力の島根原発2号機の再稼働に同意すると表明し、避難計画は実効性があるとしました。計画における避難受入先は岡山県と広島県の61市町村です。広島県内の避難受入先については次の表のとおり、大崎上島を除く22の市町とし、知事と中電は、避難先となる自治体からは避難受入れの了解をいただいたとして、計画書を作成しております。ここの表は、出雲市で海田町700人です。全体としては5万1,000人なんです。そこでお尋ねしますが、受入れの広域避難計画や受入れの避難所などはどうなっておりますか。お尋ねをいたします。二つ目には、仮設住宅となれば長期化します。内閣府がつくった応急仮設住宅の概要で、災害救助法は、非常災害に際して、応急的に必要な援助を行い、災害にかかった者の保護の徹底と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。これらはどうなっているのか、どう進めるお考えなのかお尋ねをいたします。3つ目には、伊方原発も約100キロ圏内にあります。上関原発も計画中であります。安全で安心して住みよい海田町にするためには、原発をなくし廃炉にする必要があります。中電に対し、島根原発第2号機稼働とありますが、3号機の運転中止や伊方原発・上関原発中止を要請するお考えはありませんか。お尋ねをいたします。

次に、公共財産運営・管理と都市整備公社新設についてお尋ねをいたします。公共財産運営や維持・管理とまちづくりについてお尋ねをします。先般、総務建設委員会、7月27日で、現庁舎跡地、旧海田公民館跡地、保健センター及び加藤会館の活用に係る検討について、原案に類する説明がございました。そこでお尋ねしますが、説明では現庁舎跡地は民間に売却と説明を受けました。民間に売却したら、再び公有財産を取得することはできないと考えます。私は特別養護老人ホームか、それとも医療介護病棟を誘致することが最適だと提案をいたしますが、いかがですか。お尋ねをいたします。二つ目には、旧海田公民館跡地は民間活用と基幹消防庫と消防自動車の車庫とするとの案の説明を受けました。旧海田公民館跡地の民間活用とはどのようなものなのかお尋ねをいたします。三つ目には、保健センターは検討中とありましたが、海田公民館、織田幹雄ス

クエアを建設するときに、調理室と駐車場拡大として活用するという事で公民館が建設されました。そのほか、課題が残っております。町民も議会もそのように受け止めております。また、関係団体との活用と説明を受けましたが、どのようにされるのか、納得のいく説明を求めます。四つ目には、加藤会館は安芸商工会の事務所及び地域集会所と案を出されました。加藤会館は、地域集会所は納得できますし、必要と思います。合わせて、加藤会館を基幹消防庫としたほうがより安価で有効活用ではないかと思いますが、いかがですか。お尋ねをいたします。五つ目に、安芸商工会は真田会館に移転して活用してはどうか、お尋ねをいたします。次に、上記5点の差し迫った解決は拙速過ぎると思います。町からの提案と議会での提案、委員会や一般質問の内容を設問とし、町民の声を聞く必要があります。約3,000人にアンケートを実施し、町民の意見を聴いて、結論を出してはいかがですか。お尋ねをいたします。三つ目には、いつの時代もかなえないのは安全安心・環境と調和した快適な暮らし。それを私たち町や議会・町民は望んでおります。公有財産の活用や国や県の用地を利用して使用料など料金を扱う場合、本来は、都市整備公社を新設し運営すべきと考えます。上記5点の取扱いや町営住宅家賃、駅前の駐輪場、現行のバイパス・高架下の使用料などに加え、これからはバイパスやJR高架下の利用や使用料の扱い等も対象とし、都市整備公社の新設を提案いたします。機構を改革して、新しい地域・社会を創造する考えはないのか、お尋ねをいたします。

次に、黒い雨被爆者の救済についてお尋ねをいたします。黒い雨判決が出て約1年経ちました。国や県の指導で窓口や諸手続きを親切丁寧にすると答弁をいただきました。そこでお尋ねしますが、現行は何人が相談に来られ、そのうち、書類の整った申請は何人県に提出されたのか、お尋ねをいたします。二つ目には、7月18日に海田町で相談・援助活動を織田幹雄スクエア3階で行い、町も後援をしていただきましたが、11名の参加で、1人は書類提出済みの方でございました。問題は掘り起こし周知徹底が必要でございました。8月6日以降に生まれた77歳以上の方が対象であり、その平均年齢はおおむね85歳以上で、そのほとんどが原爆のことをかすかに覚えているという方だと思われませんが、今後の対策はどのようにされるのかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

まず、子ども医療助成についての質問でございますが、1点目については、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる暮らしやすいまちづくりを推進するた

め、通院医療費助成の対象者を令和4年1月から小学校6年まで拡大したところでございます。通院・入院の対象を18歳まで無料化することにつきましては、更に継続的な財源を確保する必要がありますので、まずは小学校6年生まで拡大したことによる医療費の動向や他の事業等の見直しを検討し、子育て支援施策全体の中で総合的に判断してまいります。本来、この制度は、市町によって子どもが受ける医療サービスに差が生じることは適当でないと考えていることから、全国一律の医療費助成制度の創設を国の責任において早期に実現するよう、引き続き、町村会を通じて強く要望してまいります。2点目については、令和3年の実績から試算した結果、18歳まで通院を無料化した場合は年間4,350万円、入院を無料化した場合は年間380万円、合計では年間4,730万円の増額となります。

続きまして、島根原発事故発生時の海田町の対応についての質問でございますが、1点目については、島根県が策定した原子力災害に備えた島根県広域避難計画に基づき、本町の原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアルを令和元年8月に策定しております。受入れについては、島根県が策定している広域避難計画にある出雲市鱒淵地区の225世帯576名が対象となっており、受け入れる避難所は、ひまわりプラザ、織田幹雄スクエア、海田町ふるさと館、海田町民センター、海田東公民館、海田町シルバープラザ、海田町福祉センターの7施設を計画しています。2点目については、島根原子力発電所災害時における広域避難に係る応急仮設住宅の質問でございますが、島根県広域避難計画では、避難が長期化すると見込まれる場合、国と島根県は関係する4市の避難住民をできるだけ早期に避難先から仮設住宅へ移転することとなっておりますが、本町に仮設住宅等を建設することは想定されておられません。3点目については、原子力政策を含めたエネルギー政策は国において検討されるべきものであり、各電力会社におかれましては、令和3年に閣議決定されたエネルギー基本計画に基づき、万全の対策を尽くした上で原子力発電所の運営をされるものと認識しております。したがって、町から電力会社に対して、原子力発電所の運転中止等を要請することは考えておりません。

続きまして、公共財産運営・管理と都市整備公社新設についての質問でございますが、質問1の1点目の現庁舎跡地及び4点目の加藤会館の活用については、7月21日の総務建設委員会及び8月9日の全員協議会において、議員の皆様から御意見をお伺いするため、執行部の検討段階の案としてお示しをいたしました。8月29日の全員協議会におい

でも多くの意見をいただきましたので、皆様からいただいた意見を踏まえ、執行部の案を検討し、今後、お示ししてまいります。2点目の旧海田公民館跡地の民間活用については、第5次海田町総合計画においては、当面、織田幹雄スクエア第2駐車場として活用しつつ、民間資本の活用を基本に検討としておりますが、駐車場を整備して民間事業者に運営していただくことも想定されるのではないかと考えております。3点目の保健センターの活用については、織田幹雄スクエアの整備に際し、議員の皆様からいただいた御意見を踏まえて検討しております。5点目の広島安芸商工会の真田会館への移転は、商工会館の移転について、公共施設の空き等があれば協力してほしいとの申出があったことから、案の一つとして加藤会館を提示したもので、御提案の真田会館も含めて協議をしてまいります。次に、質問2の住民の皆様意見を把握する方法については、議員の皆様へ御説明しながら、一定の方向性を定めた上で御意見をいただくことが望ましいと考えております。次に、質問3の都市整備公社の設置については、調査・研究は行いますが、これまでどおり、町で直接、都市の開発や都市施設の建設・管理を行ってまいります。

続きまして、黒い雨被爆者の救済についての質問でございますが、1点目については、延べ140件の問合せについて対応をしており、町から県に提出した申請は8月24日時点において30件でございます。2点目については、被爆者健康手帳の申請については、「広島黒い雨に遭われた方へ」案内リーフレットを町広報4月号と併せて配布し、町ホームページの掲載により周知をしてまいりました。対象者が高齢であることや当時の記憶がかすかなことで申請に至っていない方などに、早期に申請いただけるよう町広報紙への掲載等分かりやすく丁寧な周知と相談対応を行ってまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）子ども医療費の問題、町は前回と同じ答弁をいただきました。広島県内の中で、子ども医療費、非常に海田町は遅れております。後手後手に回って、ようやく、今年の1月から小学校までというように県の指導において県統一で、それはなっておりますが、その半年前に今の小学校3年生までというのがあります。私は全国的に見て、子どもさんのそういう医療費の問題、例えば東京23区や大阪市、高校まで医療費が無料。しかも、所得制限なしで23年度からやる。これは大阪や東京都知事がこれは6月21日に発表しております。しかも、23区以外も各東京の区市町村も合わせてこれをやるというようになっております。今までは過疎地が中心でありました。ところが、子どもさんを

対象に据え、いろいろ移動したり、あるいは家庭のいろんな事情を保護するために制度をもってそれを実施しております。なぜ、海田町がこれまで県内でも遅れ遅れながら、やっと中学校までやっときた、高校まで率先をして、安芸郡の中で率先してやったら、安芸郡全体が18歳まで医療費の無料化につながってくると思うんですが、その先頭に立つ意気込みが全く見えない。国や県の言いなりになって、後手後手に回るとるが、町長の基本的な考え方、福祉の増進であるというのは、もう地方自治の目的なんですね。ここが抜けておるのではないかというように思うんですが、それはどうなんかも尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 町長答弁の繰返しになりますが、今年の1月から対象年齢が小学校6年生まで引き上げましたので、その医療費の動向を分析しまして、財源の確保の方法を検討して、ネウボラ等の子育て施策全体の中で検討したいと考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 医療費助成は全国に広がっております。無料化の問題で町民に定住をしてもらい、あるいは将来、その人が働いて町にまた還元をする、そういうサイクルになってくるわけですね。別に財源がどうのこうのいう、長期的に見たらそのほうが非常に経済的にも、あるいは政治的な施策としても非常に大事な観点だと思うんです。そこが、町長、抜けておるというように感じるんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 医療費助成を、東京や大阪でも、都市部においてもという御意見をいただきました。ただ、海田町におきましては、現在、先ほど答弁ございましたように、まずは6年生まで拡大したところでございます。今年1月から拡大させていただいております。この拡大につきましても、子育てがしやすい環境というところで、海田町としては進めているところです。併せまして、子育て施策全体、ネウボラであるとか母子保健の部分、それから学校教育の部分、総合的に海田町としては子育て支援策を考えているところでございます。拡大することによりまして、一般財源を継続的に海田町のほうで負担していくことが想定されますので、この医療費の動向をしっかりと検討すること、それから、子育て支援策全体の中で総合的に判断していきませんと、継続的に財源が必要になってきますので、海田町全体の財源の中で、よくよく判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番(佐中)財源を前面的に出して、私が提案したのをいかにしてそれをセーブする、抑制する、こういう発言にしか受けとれんのですね。過疎地であるところが進んでやっ取るんです。広島県で23市町がありますが、8自治体がそれを高校卒業までやっています。決して財源が海田町より良いとは言いません。でも、定住を含め、子育て、そして住みやすいまちづくりということになれば、次出てくる、いろんな施策の問題もありますが、子どもの医療費、これは当然、全国的な流れで進んできておるんです。もう一、二年したら、全県の中で高校卒業するまで医療費無料化になるわけです、というように私は感じますが、もっと議会で質問して追及されるよりも、町長自らが18歳までもうやりますと、尾道がそうです。備後で初めて、これが所得制限なしでやるというのが報道されておりましたけども、なぜそれができないのか。財源は尾道よりも財政力指数は高いんですよ。広島市の次ぐらいで、6番目ぐらいかな、海田町は。やってできんことはない。町長のやる姿勢、決断次第ですが、なぜできないのか。これをお尋ねします。

○議長(桑原)福祉保健部長。

○福祉保健部長(森川)全国的な流れ、それから県内の状況をしっかりと踏まえながら、他の事業の見直しをしっかりと検討して、子育て支援策全体の中で総合的に判断してまいります。

○議長(桑原)佐中議員。

○15番(佐中)幾ら発言しても同じ答弁しか返って来んと思いますが、是非この問題は、恥をかかないような行政、遅れて、議会で何回も同じことをやって、結果的には私が発言したとおりになるわけです。なると思います。それを率先してやること、これが町長の手腕。町民期待していますから。全く食事もろくに取らない、風呂も入らない、同じ服をずっと着ておるような格差社会の中で、医療費、歯医者にも行けないような子どもが、海田町ではないけども、全国的にはそういうのが出てきておるんです。これらを保護してやる、これは行政の責任なんです。なぜ、それが率先してできないのか、財源だけのことだけ、非常に主張されて、非常に私は財源の問題を言われると、少々借金してでもできんことはないんですよ。金額、さっき示されましたけども、そう莫大な金は必要ではないんです。やるかやらんかの問題なんです。もう担当部局でなくて、町長に聞きたい。どうなのかお尋ねします。

○議長(桑原)福祉保健部長。

○福祉保健部長(森川)低所得の方々が医療を受けられないというような状況につきまし

ては、低所得のひとり親世帯であるとか就学援助による医療費の補助は実施させていただいております。このような方が医療にかかれないような状況にならないように、福祉保健部や学校教育課のほうとしっかりと連携しながら、相談支援につなげているところでございます。財源の問題につきましても、現在は試算した段階でございます。ただ、これを完全無料にした場合には、医療費全体への影響もございますので、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）考え方、分かりました。また、次の機会で質問させていただきます。

次に移ります。3番目の公有地の未利用地や普通財産の管理の問題、7月27日に総務建設委員会で、ここの跡地、現庁舎の跡地は民間売却を検討すると、そういう提案、原案を出されました。ところが、8月9日と29日には民間資本の活用を基本に検討すると、訂正というんか、修正をされましたけども、まず、町の財産を勝手にころころ変えること自体がものすごい軽視しとる。単独町政でやって、やっと20年になりましたけども、単独町政を、合併しないでやろうと思う、ものすごい闘いがあったんですよ。町長は賛成のほうだから傍観されたと思います。ここの議員の中で、議案には反対されて、10対7で否決をされました。ところが、住民投票をその後したときは、副議長の崎本さんと私しか反対しなかった、あとは皆賛成のほうに回った。投票の結果が、8,400が反対で4,400が賛成であったんですね。その間、私どもは3万2,000のピラを配りました。32か所の説明会があったんですが、3種類、提案書類、印刷機が故障したから80万出して買ったり、毎日、18日間宣伝カーを出してやって、やっと単独町政、そして海田町を守ってきた。その守ってきた土地を民間に売るという発想、これは町民の財産をものすごい軽視しとる。民間と一緒に第三セクターみたいなんでやるというんならまだ分かるけども、当初の原案で、この現地を売るといふ、むしろ逆に買うという方針でなければ、私は納得できないというふうに思うんです。私ともう一人の議員がおらんかったら、合併しておったよね。調印までしておったんじゃないから。我々は寝ずにね、合併阻止しましたよ。あれから20年経って、合併したところは、86市町村あったのに、今23になってしまった。合併したところは国の財源、県の財源を節約するために合併したんですから、過疎は輪をかけたように過疎になってしまった。それでも、子どもの医療費の無料化を進めてきとる。けども、私が言いたいのは、町の財産をもっと活用する。なぜ、発想が民間に売却をするような発想になってくるのか、途中直されたけれども、なぜそうなっ

てくるのか、私は怒りを感じとるんです。町民に聞いてみんさい。ここの跡地を売却するいうたら、大騒ぎになるよ。ちゃんと町が管理をして、私が提案しておるのは特別養護老人ホームか、また介護病棟の専用の病院か、あるいは軽費の老人ホームかだったら、どれだけ町民が喜んで、頼りのある本当に暮らしやすいまちづくり、これにつながるといように思うんですよ。なぜ、一番先に売却いうのを考えたのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）跡地活用について、売却の方針というのを執行部の案としてお示しをいたしました。検討段階の中で、現在、執行部が考えている案としてお示しをしたものでございます。2回の全協で、議員の皆様から様々な御意見をいただきましたので、それらも踏まえまして、また改めて検討し、活用案のほうを御提示したいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私、ここの跡、特別養護老人ホーム、50床以上なかったら、基準があるわけですね。そうすると、議員の中から、敷地に対して、それができんのではないかなというような発言がありましたが、そこは引っかかる場所もあるんです。建ぺい率や容積率でカバーできるのではないかな。一番良いのは旧海田公民館、これはここの敷地よりほぼ倍近くあるんですよ。ここ、JRで取られるんですから。そうすると、そこに特養を建てて、こっちに軽費の老人ホーム、有料でしかも年金で生活できるような老人ホーム、これを建設したら、海田町は住みやすくて、子どもの医療費もどこよりも良いし、老人対策も安心して海田町で住むことができる。安心して海田町で死にたい、こういうことになってすばらしいまちづくりになるんですが、そこら辺は町として考えがものすごい甘い。旧海田公民館に、消防署のそういう駐屯地みたいなのを造るとい、一つ建物が建つと、かなりの建ぺい率で抑制をされて小さくなって、使用価値が少なくなるんですね。だから、私は、消防関係は加藤会館、商工会は真田会館、今すぐでもそれが利用できるんです。そういう方向になぜ考えていかんのか。議員の意見を聴いて今から決めるいう。執行部は執行部の案として、町民の立場で地方自治法に基づく住民の福祉の増進、これ目的ですから、なぜそういう考えを持って提案せんのか、そこを聞きたい。何をするか分からんような、何を提案するか分からんような今の行政、非常に不満を感じていますが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）繰返しにはなりますが、4月21日の総務建設委員会、8月9日、29日の2度の全員協議会において、議員の皆様方から多くの御意見をいただきました。その御意見を踏まえまして、執行部の案を検討し、今後お示ししてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私、提案をした都市整備公社、まあ、考えを持たないという答弁ありましたけれども、今のまちづくり推進委員会、これは町長の諮問機関なんですね。100パーセント町長の考えは、そこの委員会で諮問し、答申が上がってくると思うんです。私が言うのは、別の組織で、別法人で、都市整備公社、ここで町の財産、これをやったらどうかということで提案をしておるんです。で、対象になるのがかなりあるんですね。私の、これは案ですけども。一つは駅前の自転車利用料、二つ目には高架下自動車の駐車場、三つ目には東広バイパス下の有効利用、四つ目にはJR高架の下の有効利用、5番目には町営住宅家賃、6番目には窪町の集会所、元区画整備事務所です。それから、7番目には現消防署の跡地、それから8番目には畝保育所の跡地、9番目には現商工会の跡地、10番目には窪町の中の多少区画整理で残った公有地があると思うんです。これらを含めて、町の財産、町民の財産ですから、都市整備公社で全体を含めて協議し、それを管理運営をし、町にそれを行政として答申を受けてやると。どこの町だって都市整備公社を大きな町は作っておるんですが、海田町はそれがなくて、まちづくり推進委員会を作っておるわけですね。これまで売った土地なんかもかなりあるんです。中店の元自転車置場、これが1,780万、窪町の公園、もったいないのう思いながらも商銀が1億5,747万、それから、サンピア・アキの裏が6,750万で道路の用地として計画をされております。それから、2012年には南昭和町のなかよし実習所、これがあったところが6,790万、それから、三迫一丁目、3か所、売りましたよ、朝陽の入り口であるとか、南小の入り口、2か所ですね。あるいは、桜ヶ丘の奥のほうも売りましたよ。そういうところは、公有地であっても売っても公有地として利用価値は少ないけれども、これは済んだことですから、そう言わないけども、合わせると3億1,000万、この20年間で、土地の売買、公有地を売ったのが大体そのぐらい、3億5,000万ぐらいかな、売っておるんですよね。そういう問題をさっき言った一から十までの土地の管理・運営、都市整備公社、これを作ってやったほうがよっぽど職員も楽だし、専門的な知識を持った、そういう公

社をつくって、そこで運営・管理をしたら一番良い。職員も楽で、しかも、町民の立場に立ったそういう公社ができて、もちろん、副町長が理事長ぐらいになりますから、町とタイアップしながらやっていくということが一番まちづくりに適しているんじゃないかと。今、隠れみのみたいになって、今のまちづくり推進委員会、ここで協議して決めたから、皆さん認めてくださいという、個々の部分的なことしか、そこでは協議してないんですよ。その全体のことを含めて、どう思って行政を進めようとするのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員から御提案いただきました手法もあるかとは思いますが、都市整備公社のような一般財団法人については、総務省の研究会において民間企業と同様に効率的な事業実施が可能ではあるが、大幅な赤字に陥った例も少なくなく、こうした事業手法で実施すれば成功するような事業はないと報告をされておりますので、都市整備公社の新設に当たりましては十分に調査研究する必要があると考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まちづくりの、やっぱり第5次の総合計画含めて考えるべきじゃと。さっき言うた、私も今回、土地を売るという話から、海田町の空き地、普通財産ですね、どのくらいあって、どうすれば良いのかというのを私なりに考えてみたんですが、さっき言うたような大きく10点ぐらいあるんですよ。赤字になるその公社というのが今発言の中に出ましたけども、運営の大体3パーセントぐらいは運営費として財団法人のそういう土地整備公社になるわけですが、赤字になることはないでしょう。例えば、高架下、自転車置場、皆、目的以外で使っているんですよ。駅前の自転車、北も南も歩道でしょ。歩道を自転車置場に切り替えてやっとする。南堀川町の駐車場も国土交通省から借りて、そこから利益を上げて、一般会計の中に入れておる。今から、呉線から町民センターまで高架下がある、この利用で、料金を取るところもあるでしょうし、あるいは町民にサービスするために、グラウンドゴルフ場を造ることもあるでしょうし、もっと活用する方法、赤字になることは私、ちょっと考えられんのですよ。もっと町民の立場に、たとえ赤字になったとしても、町民サービスが行き届いたら、それが一番確かな行政じゃないんですか。全体のことを考えてくれなかったら、単独町政で小さくともきらりと光るまちづくり、これが本当のまちづくりだと思うんです。そういう考えの発想、なぜ起きないのか。私、消防庫の問題、真田会館も思ったけれども、ちょっと小さすぎるんで

すね。加藤会館ならちょっと手を加えるだけで、車庫もあるいは非常用物資、あるいは寝泊りもできるし、一番良い、安上がりでできるのではないかとこのように考えるんです。その方針をいつ頃出してくるんか。切羽詰まって、9月議会の前に3回も委員会やって、スケジュール、大体来年の3月に出すというスケジュールを白紙に戻すという発言であったが、実際、白紙に戻して、再検討するのかどうか。委員会の中では、あるいは全員協議会の中では、このスケジュールは基本スケジュールで、たたき台というようにありましたけれども、実際どうなのか。いつ頃までにそういう方針を出していくんか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）跡地活用等の再検討につきましては、できるだけ早く取りまとめまして、お示しをしたいと考えておりますけれども、その内容、お示しできる時期も踏まえて、スケジュール等も検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もうちょっとね、町民の声を直接聴く、男女共同参画の中で約3,000の署名を取ったり、まちづくりで建設課ですか、これもまた、アンケートを取ったりしておるんです。こういう基本的なまちづくりの問題で、議会で私厳しく言ったけども、町民の声を聴く必要があると思うんです。それに基づいて、今言うた公民館の跡地であるとか、庁舎の跡地、いっぱいこの消防署が逃げた跡地とかあるわけですね。畝保育所の跡地もあろうし、これらも含めたやり方をどうやっていくのか。遊んどる土地をもっと有効に使ってやる方法、なぜ、そこまで考えていかんのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）跡地の活用といった案件につきましては、議員の皆様方と議論をしながら、ある程度、方向性を定めた上で町民の皆様にお示しし、御意見をいただいた上で、最終的な決定をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）全員協議会あるいは委員会でスケジュールを出しましたけれど、それは白紙でいいんですね。私、今の答弁を聞くと、皆さんと相談をして決めるというふうに、私は急ぎ過ぎじゃというように思うんですが、白紙に一旦戻すということでもいいんですね。確認のために聞きます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）活用案とスケジュールを一体に検討した上で、改めてまたお示しをいたします。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。最後に、黒い雨の問題をお尋ねしますが、町は後援をしていただいて10名、さっき、40名近い方が正式な書類として出されたという。ずっと調べてみると、今から10年前に広報でちゃんとこう出しておるんですね。私、ずっと広報を取っていますから、四十何年取っていますよ。その先の広報で同じようなことが、2013年の10月と2014年の5月、同じ、この地図も含めて、判決のような内容ではないが、今の大体黒い雨の不安材料を克服するための相談をする事業、軽減をする事業とって、もう半年経ってまた2回出しておるんですよ。この前やったとき、一番の問題はやっぱり掘り起こし、もう昔の方々、今、原爆落ちて77年経って、当時生まれたばかりで覚えてない。親、原爆手帳を持っておったら、自然にもらうんですが、それ以外に手帳を取得する手続き、これが非常にこの掘り起こしの周知徹底が全くできてないから、私は一人ひとり電話をして、こういうのがありますよいうて、ビラも作って提案をしたんです。そしたら、やっと10年、11名集まったんですが、もっと周知徹底する方法、どういうふうに考えておるのかお尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）町といたしましては、町広報、ホームページなどで大きく周知を図りまして、個別の問合せ等がございましたときには丁寧に対応してまいりたいと考えております。また、議員さんおっしゃいました黒い雨体験者相談支援事業の中で健康不安に関する相談と併せまして、手帳交付申請についての相談がございましたときには対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最後にお尋ねしますが、町独自で説明会、これをやる考えはお持ちかどうか、どうなるかお尋ねいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）手帳の交付申請に特化した相談会につきまして、現時点において実施する予定はございません。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。

暫時休憩をします。再開は追って通知します。全員協議会を開催しますので、議員の皆様は速やかに会議室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午後 1時01分 休憩

午後 1時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。9番、下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。本日は2項目にわたって質問いたします。

まず第1点目、安芸消防署建替用地について。立地性の観点から旧海田町営プール跡地を最終候補地として進めることに異議はないが、問題は事業用地の取扱いである。①プール跡地は約5,000平米、広島市36パーセント、海田町64パーセントの共有地である。消防署として必要なのは1,500から2,000平米とされる。これを分筆、登記変更なしで済まそうとしていることは許されないのではないか。確かに登記に法的義務はないが、所有者不明の土地対策として、国は義務化を検討中である。海田町も継続して地籍調査を行い、登記と現況の一致化を推進しており、未登記は大きな矛盾である。現在の消防署の敷地910平米については、国が447平米を所有、残りを広島市53パーセント、海田町20パーセント、熊野町18パーセント、坂町9パーセントの割合で共有している。4市町共有として登記するのが本筋ではないか問う。②事業費の試算において、公有地の借地料の要否については別途調整として、土地負担コストを除外している。海田町は64パーセントの権利を持つ土地を実質的に無償提供することになる可能性が高い。公平・公正でなく海田町の権益が損なわれる。見解を問う。③プール跡地、5,000平米を持分比で、広島市占有1,800平米とし、消防署用地に充て、3,200平米を海田町占有分とする分筆登記が代替案として考えられる。広島市が残地3,200平米に対し36パーセントの権利を持っていても、宝の持ち腐れになるだけだろう。一方、海田町にとって町の中心部に自由になる3,200平米の土地があることは、将来大変に利用価値が高い。町長は条件闘争を

やると言うが、バックキャストの観点からもこの程度の交渉はやるべきではないか。見解を問う。

2点目、西ノ谷川支川改修工事について。①6月定例会で令和2年度当初予算額1億5,000万に対し、3年度までに9,800万円執行し、うち6,700万円を事故繰越しした。不用額は5,200万円であると町長答弁があった。執行済額と事故繰越額の差、3,100万円は完成済み工事となるが、その工事内容は何か具体的に説明を願う。ほかの現場に流用したのではないかと問う。完了していない工事、ましてや、当初予算オーバーが見込まれる事業の予算をほかに流用する自転車操業は許されない。見解を問う。②高岸1号橋架替えに伴う仮設道設置工事1,600万について問う。設置工事と復旧工事にはそれぞれどれだけの日数を見込むのか。また、この仮設道が利用される期間は何日として計画しているのか問う。次、工事費1,600万の内訳は、設置工（盛土）650万、仮駐車場の造成工300万、施設撤去工200万、復旧工350万、借地料100万と説明を受けたが、高すぎる。設計変更で道路かさ上げ方式を変更し、増額した700万に比べ、設置工事650万はべらぼうな金額ではないかと問う。仮駐車場とはどこへどれだけの面積で造成工事を行うのか問う。既設撤去とは何を撤去するのか問う。借地料について、仮設道と仮駐車場、それぞれ借地面積、期間、借地金額を問う。③家庭菜園を持つ人たちが橋の架替え期間中、利用するための仮設道と聞くが、期間中の通行人数は何人と見込むのか。費用対効果を見ないで予算の無駄遣いである。ほかの方法ではなく、この仮設道方式を採用した理由は何であるかと問う。町道137号線を日常利用する全住民の署名で拡幅の要望書を町長宛てに提出した。擁壁の傾斜の影響や道路のかさ上げに伴う安全確保のためのガードレール設置により、有効幅員は狭くなった。最も狭い箇所の有効幅員は幾らになるのか問う。砂防えん堤工事に支障を来すので、県が拡幅工事をすると聞くが、いつ頃どれぐらいの幅を広げるのか県との協議結果を問う。県は当初、西ノ谷川支川上流えん堤工事につき、この夏、大型工事車両通行で着工予定であったが、高岸1号橋架替え工期の7か月延期に伴い、計画変更せざるを得なくなった。県は明飛川上流えん堤については、来年3月完成予定で工事を発注した。西ノ谷川についても1基追加した上で、近々地権者との立会いを行い、工事着手予定である。当初、一番最初に工事着手予定であった西ノ谷川支川が最後になる可能性が高い。三迫川水系のレッドゾーン解消は西ノ谷川支川のえん堤次第ということになる。県との協議では支川えん堤の工事日程はどうなっているか。また、支障なくスムーズに工事着手できるのか問う。近隣住民は出合橋から高岸1号橋までの

工事内容と工程計画、工期遅れが県の砂防えん堤工事にどう影響するか、また、町道137号線の拡幅計画について知りたいがっている。情報提供について説明願う。3点目、出合橋の架替えについて、1号橋を今年度に、2号橋を来年度に工事費を予算計上し、工事発注することになっている。それに先立ち、接続道の用地取得について、令和2年度に補正予算計上されたが、3年度末までに執行されることなく不用となった。その経緯について理解できない点があるので問う。1号橋の接続道取得位置は近くの宅地造成地の私道と重なっているが、今春、私道工事に伴う排水路や護岸柵を業者が完成させた。業者がその場所が接続道になることを知らなかったということは、町が買収交渉に入らなかったということになるがどうか。2号橋の地権者とは補正予算成立直後の昨年始め交渉に入り、早々に合意した。地権者は契約締結を待ち続けておられたにもかかわらず、放ったらかしにして予算を不用にするとはどういうことか問う。いずれも予算の再計上が必要だが、いつ補正予算計上するのか問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。

まず、安芸消防署建替用地について、先の災害防止対策等調査特別委員会において、プール跡地を予定地として進めていくことに全会一致で御承認いただいているところでございます。1点目の建設予定地の土地登記については、海田町と広島市の共有であることを明確に登記しており、その土地の一部を利用することについて、土地利用協定を交わし、事業用地として活用することは法的に問題ないと考えております。2点目の実質的に無償提供することになり、町民の権益が損なわれるのではないかとの御指摘ですが、広島市の保有する権利の範囲内で土地を活用されるものであり、町が無償で提供するものではございません。現在、広島市と交わしている協定によって、広島市持分の土地を海田中学校用地として無償で利用しているものであり、分筆する場合は、この協定を破棄することとなり、無償継続が困難となります。また、住民の安全安心を担保する観点からも、安芸消防署の本署施設が高機能に変わり、引き続き、本町において建て替えられることが町民の最大の利益であると考えております。3点目の分筆の考え方については、先ほど答弁したとおりでございます。しかしながら、住民の方が安全安心して暮らしていただくために、有効な土地活用などができないか、引き続き、協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、西ノ谷川支川改修工事についての質問でございますが、1点目の令和3

年度の執行済額と事故繰越額の差に該当する工事内容についてですが、町道137号線災害復旧工事、西ノ谷川支川改修工事の前払い分、西ノ谷川支川改修工事に伴う水道管移設工事等になります。工事予算は三迫地内の道路橋りょう災害復旧工事で施工した箇所に使用しており、災害復旧・インフラ強靱化工事の一日も早い完成を目指しております。

2点目の高岸1号橋架替えに伴う仮設道の設置についてですが、設置工事と復旧工事に必要な日数としてそれぞれ1か月、利用日数は3か月程度を見込んでいます。次に、仮設道の設置工事が高額ではないかとの御指摘についてですが、西ノ谷川支川改修工事では、当初設計にあった護岸の仕様を変更したことに伴い、請負代金額が増額した差額分が700万円であり、護岸を最初から築造する金額ではございません。一方、仮設道の設置工事650万円は掘削や盛土などの道路の築造に要する費用を公共工事の積算単価に基づき積算したもので、価格は適正なものと考えております。次に、駐車場の造成工事についてですが、現場周辺の農地に400平方メートルを想定しております。次に、既設撤去の内容についてですが、仮設道として使用する宅地内の工作物の撤去になります。次に、仮設道と仮駐車場の借地金額等についてですが、仮設道600平方メートルと仮駐車場400平方メートルを合わせた1,000平方メートルを5か月、約100万円を見込んでいます。次に、仮設道の通行人数についてですが、1日10人程度を見込んでいます。また、仮設道方式を採用した理由は、家庭菜園の利用者の意見や隣接する住民の日常生活の確保などを総合的に勘案した結果、仮橋の設置など他の方式よりも仮設道方式が妥当なものだと判断したためです。次に、最も狭い箇所での有効幅員は約2.7メートルになります。次に、砂防えん堤工事に伴う県との協議結果についてですが、道路幅員が必要な時期や必要な幅員等についてはまだ決まっていません。次に、えん堤の工事日程についてですが、現在、用地買収事務を進めており、それらの目途がつき次第、工事発注すると伺っております。また、町の工事については、県の砂防えん堤工事に遅れが出ないように取り組んでまいります。次に、近隣住民への情報提供についてですが、回覧板等を通じて工事内容や今後の工程について周知に努めてまいります。3点目の出合橋の架替えについてですが、町は相手方とこれまで複数回にわたり交渉し、工事内容について説明し、工事への協力をお願いしております。次に、2号橋の地権者との交渉についてですが、1号橋が完了してからでないと工事に着手できないため、契約に至っておりませんが、地権者の方へはこうした状況を御説明し、御理解をいただいております。次に、補正予算計上の時期についてですが、1号橋の用地交渉の進捗状況を踏まえ、適切な時期に判断

してまいります。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） まず、消防署の建替用地についてですけど、完全にこれ、質問と答弁が食い違っている。意図的には食い違った答弁してるじゃないですか、これ。まず第1点目の、私が言っているのは分筆登記すべきじゃないかと言っているんですよ。それが法的にどうかこうとか言っていないんですよ。ここにも私のあれにも書いているように、分筆登記は義務ではないですから、法的に決められたものではないですから、それはやらないならやらなくて結構だけれども、現在の消防用地は、ちゃんと共有として登記されているわけでしょう。持分が明確になって、広島市が53パーセントとか海田町20パーセントとかいって。これ、恐らく人口比だと思うんですけども、その比率で登記されているわけですよ。だから、新しい消防用地もそれに沿って登記するのが本筋ではないですかと言っているわけで、何も法的に問題あるとかないとかいうことを言っているんじゃないんですよ。そうしないと、この1,500から2,000平米、何平米になるか分かりませんが、その土地については海田町の権利が64パーセントあるわけですよ。恐らく、その土地を海田町が費用負担するとすれば、今の現在の消防用地からすると、20パーセントぐらいで済むはずなんです。現在の消防用地が20パーセントなんだから。20パーセントの負担で済むのに、何で64パーセントの権利がある土地をそのまま提供するんだと言っているわけですよ。ほかの3市町は皆賛成しますよ。広島市だって34パーセントの持分しかないのに、本来なら、これを費用分担すれば広島市は52パーセントか53パーセント、費用負担しなきゃいけないんですよ。用地を新たに取得するとしたら。そこがおかしいじゃないかと言っているんですよ。明らかに海田町が不利なことになっているでしょう。今やっているとおりにやったらどうですかと言っている。それが法的に違法かどうかということを知っているんじゃない。合法ですって。それは合法ですよ、登記しなくたって。今言っているように、登記は義務じゃないんだから。だけれども、明らかに不利な交渉になっているじゃないですか。今のプール跡地は、何回も言いますが、海田町64パーセント、広島市36パーセントの持分があるんです。それをそのまま黙って提供したらですよ、本来なら20パーセントで済むのに、その64パーセントの差額、44パーセントというものは早く言えば、ただで提供していることになる。これはおかしいんじゃないですかというて言ってるんですよ。再度、答弁してください。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（宮垣） まず、町長の答弁でもございますように、一番初めに御理解いただきたいのが、共有財産であるというところ、広島市のほうに委託する際に、持分のほうをそのときに持分割合にしたというところは切り離して考えていただければと、今思っております。まず、共有財産であることは、財産自体が二間の問題であるということ。そして、損益に関わる権益というふうなところで質問をいただいているところなんです、その部分につきましても、海田中学校用地全体の割合をここで示しております、全体3万6,000平米、1万2,000平米は前回でも資料でお示しましたが、広島市の持分になります。ですが、実際には今のところ、この48年に交わした協定によって、1万2,000平米、海田中学校用地として現在使わせていただいております。この部分については、使用料を広島市が頂かなくて結構ですよ、無償にさせていただいております。まず、このあたりのほうも御理解いただきたい。そういったところで、今回は、前回の特別委員会でも御説明しましたが、方向性として、この持分の割合の範囲内であれば、お互いが無償で使ってはどうですか、使いましょうというようなところがございます。ですから、冒頭で一番初めに特別委員会でも申しましたが、現在のこの協定を生かしつつという部分が一番くくりになっております。1万2,000平米の使用についてはこのまま無償にさせていただきながら、海田署があそこにできるような形で無償にしてはどうですかというような御提案をいただいて、その方向で進めてまいりたいと考えております。決して、損益に関わることで、海田町がマイナスになるというようなところは考えてはおりません。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 今、協定の話が出ましたけども、それは過去からの経緯があって、今の海田町の中学校のところは、過去、広島市畑賀や中野の方もあそこの中学校用地を使っていたから、もう広島市がここへ来なくなったについては、その用地については教育目的で使うのであればその代償は求めませんということで、交渉というか、そういうことでお互い納得したわけでしょう。今、一番問題なのは今の5,000平米が、それが今の教育目的でなきゃいけないということになっているから、海田町が何かそこを使おうとしても、それがネックになって使えないという状況にあるわけですよ。だから、今、もう5,000平米使わないでそのままぺんぺん草が生えている状況になっている。ここを海田町が使おうとすれば、今言ったように、持分で分けたらどうかということを行っているわけです、5,000平米ね。じゃけ、今回、広島市が消防用地として5,000平米の34パーセント、

1,800平米を占有100パーセント所有として1,800平米ね。持分比率に応じて、海田町が3,200平米を占有分筆登記すればいいんじゃないですかと、そういう交渉をしたらどうですかと言っているんです。そうすればその3,200平米については、海田町100パーセントの持分になるわけだから、その財産がどうだこうだ、教育目的がどうだこうだに縛られることなく、3,200平米使えるじゃないですかと言っているんです。今のここの庁舎跡地とか、海田公民館跡地なんかの跡地利用が問題になっているわけでしょう。町の中心部に、3,200平米の用地が海田町が自由になる土地があるということはものすごい大きなメリットがあるから、教育目的に縛られなくて、福祉、児童福祉だろうが、老人福祉だろうが、使える用地ができるということは非常にメリットがあるじゃないかと。何でそういう交渉をしないのかと言っているんですよ。そのことを言っているんですよ。そういう話を広島市と持ち出して協議したらどうなんですかということ言っているんです。その話を持ち出したら、何か1万2,000平米がどうだこうだとかいう訳の分からん話を持ち出してくるけれども、話は非常に単純ですよ。今、利用されてないところがあるわけ、5,000平米のプール跡地がね。それをお互いの持分に応じて、利用しようということだから、広島市にとってもこの安芸消防署用地が共用のままだったら、海田町の権利が64パーセント入った土地を使うことになるわけですよ。それを今言うように1,800平米、広島市の土地として占有土地にしたらどうですかと。広島市にとっても悪い話じゃないんじゃないですか。海田町持分が64パーセントもある土地を、これから、消防署が建つとる間はずっと使っていかなきゃいけない。それよりはよっぽど100パーセント自分の土地だといって、登記した土地を使ったほうがよっぽどいいでしょう。広島市は何の負担もなく、そういう権利があるんだから。それを何で交渉しないのかと。町長も条件闘争をやるいうんだったら、そういう条件闘争やったらいいじゃないですか。バックキャスト、これは第5次総合計画の巻頭でも、町長がしきりに言っておられる、バックキャスト。将来のあるべき姿から今何をすべきか、私は考えていますと。考えてくださいよ。この土地について、海田町占有として自由に土地が使えるようにしてくださいよ、将来。そのことを言っている。何でその交渉にすら入らないのか、訳の分からん理屈言ってきてですよ、その元の中学校跡地を海田町が占有、専ら使うようになったときの協定を持ち出してきて、そりゃ協定に反する話じゃないでしょう。協定に反する話だったらこれはまずいけども、協定の範囲内での協定の内容に沿った話ですよ。これお互いにメリットの話だからやったらどうですかと言っているんですよ。何か訳の分

からん理屈でやっている。そこがどうなんかというて言っているんです。ちょっと明確な答弁してくださいよ。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（宮垣） 繰返しにはなりますが、町長答弁でもございましたように、海田中学校を無償で利用しているというふうな第2点目の答弁でございまして、分筆する場合はこの協定を破棄するというような形で御答弁のほうをさせていただいております。要するに、今、海田中学校が使っている1万2,000の土地を、例えば、広島市の分を分筆すると。そうした場合、現在、この協定で1万2,000平米を無償で使わせていただいているものがなくなる。その後、もう1回、協定を結び直すというふうな感じのことが考えられません、今の段階で。そうすると、どういうことが起きるかと言いますと、海田中学校もずっとあそこにあるわけです。1万2,000平米いうたら、どちらかといえばもう既にグラウンドのほうまで、中学校の持分のところが広島市の持分になります。あのまま海田中学校が存するまでずっとあそこにある以上、もし広島市の持分になれば、海田町がそのグラウンド分の支払いをしなければならない可能性も十分あるわけです。ですから、今の協定を生かしつつ、いかにこの縛りのかかった土地を有効に活用するか、今の5,000の話だけではないというふうなのを前段で説明させていただいております。それが何が一番有益なのか順番に考えていってここにたどり着いたのが、協定を再度生かしつつ、新たな協定をして、そして3点目に言いましたように町長答弁でもありましたように、有効な高利用の土地利用ができないか、今協議しています。決してここでやめているわけじゃございません。前回も2回ほど特別委員会でもお話のほう、させていただきました。いただいた御意見も海田町から広島市に伝えております。使えるように向こう側まで行ったら、安全安心な、例えば通学路ができるのではないかと、そういうふうなものも含めてお話のほう、させていただいているところでございます。御理解いただければと思います。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 理解できません。今、課長が言ったように、それについては今協定が既にあるわけです。それについて、また協定の一部見直しが必要なわけでしょう。広島市が消防署用地を、だから、その交渉においてですよ、海田町の立場、あるいは広島市の立場を考えて、広島市が不利にならないように、その持分の中でお互い土地の利用割合を明確にしていきましようということだから、何も広島市にとって不利になるわけでもな

いし、再交渉したらいいじゃないですか。どうせその用地を広島市が使うについては、その協定の中身の一部変更が、協議が必要なんだから、その協議の中でそういう案を出したらどうですかと言っているんですよ。そうしたら、全部がペアになるとかですね、みたいな発想というのはおかしいんじゃないですか。海田町の利益になることなら、あらゆる選択肢を考えてですよ、あなたたちはもう一方やりにそうになったらもう、広島市からもう協定破棄だと、中学校の用地が使えんようになるとかみたいな議論するけども、何で広島市がそういう主張をしだすのか、理解できないんですよ。お互いにとってメリットのある話じゃないですか。持分を明確にしようと、広島市にとってもその1,800平米は明確になる話だから、広島市の持分として。今言ったように海田町との共有の土地である必要はないわけだから。そんな協定が全部ペアになって、海田町の中学校用地が使えなくなるみたいな話なんか何もしてないし、交渉の話ですよ、それ、理解できませんか。課長じゃなくて、町長、町長か部長、ちょっと答弁してくださいよ。何でそれは交渉すらできないのか。テーブルに上げることもできないんですか。そんなに海田町いうたら弱い立場なんですか。協定というのはお互いが合意に達したから協定になっているわけですよ。そして、再度、協定を結ぶ必要があるわけでしょう。そのときに海田町の主張というのをちゃんとしたらいいじゃないですか。一方的に、広島市にそんなくして、どうだろうこうだろうと言って、勝手に推測して、やらないと。それがおかしいんじゃないかと言っているんです。それはどうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この分筆の件につきましては、広島市の消防と、また広島市の本体とも話をさせていただいております。広島市として以前からあの土地については、権利部分約1万2,000あるんですが、それは広島市として活用のメリットがないので買ってほしい、これが広島市の基本方針であります。これを、要は分筆とかそういった一部だけを分筆するとかという考え方には取らずに、分筆するとかいうのであれば、1万2,000を全て処分するというのが基本方針でございますので、消防用地の、例えば建てる部分だけは広島市は当然権利があるので、そこを広島市のもんにするのであれば、それ余った部分については海田町の買取り、それが広島市の基本的考え方でありまして、そこに交渉の余地はないということで、最善の策として、これからも中学校の用地として活用したいという海田町の思いから、今の現協定に更に利用協定というものを新たに結びまして、そこは引き続き、中学校用地として使いますというふうなことで、海田町に最

も有利な交渉をしてきたところでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 有利だとかいうけども、今、1,800平米っていったら、1万2,000、広島市の持分が中学校全体としてあるよと。じゃけ、3万6,000平米ぐらいかなんか、全体ではあるうちの1万2,000は広島市の持分だよと。そのうちの1,800平米をといて出したら、全部1万2,000平米を買ってくれと。いや、だから、その1万2,000平米のうちのですよ、1,800を広島市さん、どうぞ使ってくださいというだけの話じゃないですか。それを全部という話、そりゃ、広島市としてはそういう言うてくるかもしれないけども、それは交渉だから、その主張している間はいつまでも平行線なわけですよ。平行線、海田町もそういう話は受けられないから。一つの妥協として、そういうこともあり得るんじゃないかという言っているんです、交渉すれば。1万2,000平米全部は買えないけども、1,800平米、広島市さん使ってくださいという話です。多少の前進でしょう。1万2,000平米、海田町買う意思はないんだから。じゃけ、広島市にとってもメリットのある話じゃないですかと、落としどころとしてですよ。そうしないと、今言ったように、非常にねじれた形、今の現在の消防用地なんかでも、明確に持分がなっているのに、何の借地料ももらわないで64パーセントの権利があるところを無償提供するということになるんじゃないかと、海田町の立場からしたらですよ。そこを広島市と協議でできないのかと言っているんです。これは駄目ですと。そりゃ、あなたたちがそら駄目じゃ言ってから交渉もしないんだったら、そら、できないけども、もう全くやる気はないんですね。共有部分として。じゃあ、聞きますけれども、新たに建物を建てますよね。これ、建物は広島市の建物として、広島市が登記するんじゃないんですか。広島市の予算で建てて。当然、負担せえとか何とかいう話は別にあるかもしれないけども、それはどういうふうになるんですか。

○議長（桑原） 防災課長。

○防災課長（宮垣） 議員が御指摘のとおり、広島市の予算によって広島市が建てるというところでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） それなら、その土地についてもどうするのか、海田町は本来ならですよ、土地については20パーセント程度の負担で済むわけですよ。現在の消防用地がそうなんだから。それを64パーセントの土地を提供するということは、明らかに海田町にとって

不利じゃないですか。その点はどう解釈したらいいんですかといって聞いているんです。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） まず、現在の安芸消防署の用地、こちらにつきましては海田地区消防組合時代に、広島市と安芸郡3町でもともと持っておった土地、ですから、それを組合解散に伴い、比率、土地所有の権利を分けようとするれば、当然にそれぞれの持分割合で分かれる。でも、今回の中学校のプール跡地につきましては、あくまでも広島市の持分内で、それを利用して建てる、あくまでも広島市の用地に建てると同じ効果でございますので、そこは当然に共有ではなく、広島市のものとしてその位置に建てるのであれば分筆というのは必要ないというふうに考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 分筆しなきゃ、法的にどこが消防署用地で、どこが中学校教育用土地なのか分からないじゃないですか。何平米だいうて決めたってですよ、決めただけであって、登記されてないんだから。お互い協定でここだここだといって言っているだけであって、それって、今言うように、原則登記という考え方があるわけですから、それに反するんじゃないですかといって言っているんです。登記する必要があるんじゃないかと。海田町もそうでしょう。地籍調査いうて、毎年、町道沿い何キロメートルか予算を取って、境界立会なんかして、明確にしてきてるじゃないですか。現況と登記の差をなくすということをやっているその海田町が、曖昧なまま、分筆登記しないで、どこが消防用地なのか、どこが中学校用地であるのか分からない。将来、それって問題になるんじゃないですか。境界がどっかはっきり分かんないと。協定書か何かでやるんじゃないけども、法的には登記しなきゃ何の意味もない。だから、登記すべきじゃないかと言っているんです。これはどうなんですか。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） 下岡議員も御指摘のとおり、法的義務があるかと言われればそれはない。その1枚の土地の利用の範囲内で協定を交わして、当然に広島市としても測量はいたします。どこが消防署に使うところかというのは、そこで明確になるというところで、元に戻るんですが、1万2,000平米の話に戻ってしまうんですけど、その分筆をしてまでもする必要がない、協定でそこは解決すべきという方向で、これからも海田中学校用地として無償で使えるということが最大の海田町としてのメリットというところで、そういう整理をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 今、法的義務はないと言うけども、法的義務はないけども、登記してなければ第三者に対して対抗できないということがあるんです。例えば、この土地を持っていることで誰か第三者に対して損害を与えたりしたときに損害を受けた人が持分、海田町64パーセントだから、その損害について64パーセントは海田町、36パーセントは広島市が負担してくださいと言われた善意の第三者に対しては対抗できないんですよ。登記してないから。そういう点からも問題じゃないかということを行っているんですよ。それ、どうなんですか。そういうことってありますよ。例えば、何もしないでぺんぺん草が生えているところですね。だから、登記するというのが本来の筋でしょう。海田町自ら地籍調査なんかやって登記しましょう、登記しましょうと言ってからやっとして、自らがやる行為は登記しないと。そういう姿勢がおかしいんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） 繰返しになります。分筆をするという行為で、元の協定を破棄して、1万2,000についての権利を主張され、それを海田町が買うということになっては全く海田町のメリットではないと考えておりますので、そこは協定により持分、使用できる範囲を協定で定めて活用していくという方向で進む、こういうことを考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 次、2点目、西ノ谷川支川改修工事ですけれども、執行済額と事故繰越額の差については、137号線の災害の復旧工事、西ノ谷川支川前払い分改修工事の水道移設管、いいですか、9,800万執行されていると。ここの高岸1号橋関係の工事は、全部で合わせても本体工事5,000万とか水道管が1,700万、下水道が1,000万とか、今の迂回路合わせても8,700万しかないんですよ。これは総務建設委員会で説明されている資料ですよ。それ以外、少なくとも1,100万、この工事の前払いというのは分かるけども、金額の合計が合わない、1,200万程度。高岸1号橋の工事、出せているのは8,700万だいうて、総務建設で説明しておるんです。だけど、9,800万執行しました。1,100万、どこへ行ったんですか。ほかの現場に流用しとるじゃないですか。違いますか。ほかの現場に流用しとるでしょう。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 町長答弁でも申し上げましたとおり、町道137号線、これは災害復旧

工事でございます。こちらにつきましては、道路橋りょうの災害復旧工事の費用を充てさせていただきます。そういうことで、ほかの、今いわゆる1,000万の中にそういった工事が入ってきているというものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡）それが問題だと言っているんですよ。いいですか。高岸1号橋を含む出合橋だとか橋の架替えだとか、その間の道路のかさ上げなんかで1億5,000万予算取ったわけです。それを、それとは違うところの道路の復旧工事に使ったと。それは本来、西日本豪雨災害の国の災害査定を受けた予算で賄うべきであって、このものを持っていくのは問題だと言って言っているんですよ。執行残が出たんならいいですよ。予算が余ったからね、そこへほかへ流用しますというならいいけども、この今の西ノ谷川支川改修工事、1億5,000万予算のものは最終的には出合橋の1号、2号やったら、大幅に足が出る見込みなんですよ。既に、高岸関係で8,700万、それから今年度、出合橋1号橋関係で7,000万、それだけでも1億5,700万行っているじゃないですか。これから、まだ来年度、出合橋2号橋、これにどれだけかかるか分かりませんが、七、八千万かかったりしたら、全くそれだけ足が出る現場ですよ。その足が出る現場の予算をほかへ流用すると、もってのほかだと言って言っているんです。これはどうなんですか。ちょっと今の予算を取りまとめている企画部、そんなこと許されるんですか。予算流用、これは目、節の予算流用は確かに認められているけども、内容的に事業が終わってない、その事業は大幅に足が出る見込みなんですよ、まだ終わってなくて。その予算をほかへ持っていくと、こんなことをやっていたら、もう予算の原則もくそもあったもんじゃないですか。自分たちが好き勝手に使って、お金が足らなくなったらそこへ持っていくと。そして足らなくなったら、また追加で予算計上すると、完全な自転車操業、こういうことやっていいのかというて聞いているんです。これ、どうなんですか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田）先ほどと同じことになるかもしれませんが、こちらの予算につきましては、災害復旧インフラ強靱化の工事に充てるもので、これらの工事を、一日も早い復旧、完成を目指してやったものでございます。その中で予算を有効的に使わせていただいたものでございますので、適正に処理させていただくものと考えています。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡）有効にとか早くとかね、そういう問題やないでしょう。予算流用の問題で

すよ。そういうことをやり出したらそういう理屈で何だってできるじゃないですか。事業二つ、三つ束ねてよ、予算計上しとってよ、それでその中の一部を好き勝手に使って、ほかの現場へ流用したりして、はい、残りは不用です、不用扱いにして、また再度予算計上してくると。結果的にはその事業が大幅に膨らんでしまう。これは、とてもじゃないけど、そんなずさんな予算のやり方というのはないと思いますよ。じゃけ、建設はそれが正しいと思ったけども、予算の管理をしている企画はどう思うんだというて聞いているんです。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 予算流用についてのお尋ねでございますが、法令上は地方自治法220条において、款、項、目のうち款相互間の予算流用はいかなる場合においてもできないということ。また、項相互間の予算流用も原則的にはできないが、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用できるという規定がございます。この度の予算措置については、道路橋りょう災害復旧費という同一目内、かつ道路橋りょう災害復旧事業という同一事業内における予算措置について起案決裁により執行しておりますので、法的には問題ないものと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 法的に問題ないのと、実際にそういう乱脈的な予算執行とはまた別の問題ですよ。こういうことが許されるんだったら、予算を決める意味がないじゃないですか。幾らでも抜け道があってですよ、好き勝手にできると、執行部で、そういうことになるじゃないですか。目、節の流用だからええんだと、それはいけんでしょう。議会、私ら、はいじゃ、何を審議したらいいんですか。審議したとおりに、これに使うからといって予算つけたらですよ、その事業が終わってない、大赤字の事業にその予算が流用されている。それは認められていると。法的に認められていることと、実際にやることと違ってしまう。そこがどうなのかいうて聞いているんですよ。そんなこと許されるの、本当に。ほやったら、もう何の予算を議決したって、何の意味もない。どうなんですか。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 法律のほうは、解釈のほうは、今、企画のほうからお話ししていただきましたので、現場サイドの私のほうから話をさせていただきます。御指摘にありました137号のところにお金は使っております、今お話ししましたように。それはやはりあそこの137号の今の高岸よりも少し上のところ、急きょ、インフラ強靱化の予算に振

り替えてったところ、高岸よりもちょっと上のところですよ。ああいったところに使わせていただいております。先ほど課長が言いましたように、事業は、全部、災害復旧事業でございます。乱脈経営とかいろいろなお話がありましたが、決してそういう意図ではなくて、やはり現場サイドといたしましては、災害復旧という一つの事業で三迫三丁目地区の一日も早い復旧をしていかなければならないということで、今ここにありました137号、高岸より少し上のところですよ、あれもずっと工事ができずに止まっておったところでございますが、どうか町内業者がやっていただけるようになりましたので、もう千載一遇のチャンスでございます。あれを逃したらあそこはもうできなかった。すぐそういったことを緊急にやる必要もあるということで、同じ災害復旧予算でございますので、そこは、ある意味、臨機応変だとは言いませんが、法律の範囲内で、やはり地元のことを考えたらそこのところも早くやるのが最善の策であったということで、工事のほうはさせていただきます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 時間がないから、次、行きます。仮設道、迂回路の件ですけれども、設置工事と復旧工事に必要な日数としてそれぞれ1か月、使用日数は3か月程度、もう既に今高岸1号橋は撤去された、だから、それ以前に当然にこの迂回路としての仮設道はできてなきゃいけないわけですよ。確かに迂回路の一部は工事された、その工事といったら1か月じゃないじゃないですか。二、三日でやったじゃないですか。うんうんいうてから、課長、うなずいとるけども、何でそこでうなずくんですか。二、三日しかかかってないいうて、あなたたちの答弁は1か月だとなっているんですよ。1か月もかかっているわけじゃないじゃないですか。8月の初めに橋を撤去する、その前、二、三日で付近の、多分、道路工事から取った土を土のう袋に詰めて、それを置いてですね、最後はアスファルトで舗装したけれども、二、三日でやったじゃないですか。それを取るのだから、二、三日でできたんだから、二、三日でできるでしょう。それが何でそれぞれ1か月になるの。おかしいでしょう。確かに利用日数が3か月だから、8、9、10、3か月、その仮設道は使われるでしょうけども、1か月いうのは650万に整合性を持たせるために、それぞれ1か月と言っただけじゃないんですか。どうなんですか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 私がうんうんと言わせていただいたのは、現場というのは実際、予定したものと違う状況になることが多々あります。今回の現場も護岸を掘削した際に、

大きな岩、これが出てきました。これによって工程がちょっと大分遅れてきております。この工程を取り戻すために、いろいろ現場の段取りを変えていっております。その中で、非常に申し訳なかったんですが、あそこの橋を落とす時期、それから、その後の構造物を造っていく段取りをする中で、ちょっと先走って、簡易的にまず造ってしまったところがあるので、二、三日でできてしまった。本来であれば、きちっと掘削して、仮設道をきちっと造ってからやらなくてはいけないんですけど、ちょっと現場の遅れがあった部分で、私どもと業者と打合せできてなかったところは十分反省しておりますが、そういった関係で、実際に、今、積算上は、設置に1か月、で、3か月使用して、1か月で撤去するものにしてしておりますが、これについては、最終的には精算という形で、かかってない費用についてはお支払いできませんので、そういったところは精算してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 仮駐車場の造成工300万、これもそうですね、そしたら。400平米ぐらい、どっか駐車場を造る言っているけども、全然造った形跡ない。今の張り出し工のあたりに既にあった駐車場は利用しているけども、これは造成が必要ない、もう、工事着工前に造成された駐車場だから。これの今の300万も要らない、最後は精算して払わない工事ですね。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 議員おっしゃられるように、幸いにもそういった借りる場所がありましたので、そこを業者のほうに交渉して借りていただいております。そういった費用も、面積も当然変わってきていますので、そういった費用は最終的に精算という形でさせていただきます。予定でございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 既設の撤去という、近隣の家ガレージを迂回路にする予定があるけども、これもそのままガレージとして残っているから、このままいったら、要らない金、既設工、既設撤去200万もそうなりますよね。違いますか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 繰返しになりますが、その工事の工程の段取りで前後するものは多々出てきております。その中で最終的に必要であるもの、きちっと精査して精算していただきたいと考えています。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） そういうことで精算していったら、今の現場を見れば、誰が見たって1,600万もかかるような現場じゃない。せいぜい300万か400万。高めに見積もったって400万。ということは、1,600万と400万、1,200万精算して払わないということになりますよ。それでよろしいんですね。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 金額については精算してみないと分かりませんが、そこは適正に精算してまいりたいと思っています。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 最初から、あなたたちそんなもん計画してなかったんじゃないですか。工事の工程上の都合だみたいなことを言うけども、やる気があるんだったら、最初のどこに駐車場を確保するとか交渉に当たっているでしょう。今のガレージのところだって、ガレージのところ、迂回路として使わせてくれって交渉に行きましたか。行ってないじゃないですか。最初からやる気のない工事を計画して、議会で言われんかったら、そのまま払ってたんじゃないですか。今、精算だと言うけども、そもそも請負工事が精算いうことがあるんですか。仕様を示して、それに見積りを取って契約したわけでしょう。これなら最後までそれをやるようにしなきゃいけないじゃないですか。はなからもうやる気のないような設計を示して、金額やった、何かの意図があつてですよ、水増ししたと取られてもしょうがないでしょう、これ、現場見てたら。違う。どうなんですか、それは。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 常任委員会でも仮設道の予定の図面はお示しさせていただいたとおり、今の言われる民地の部分を掘削する予定でございました。繰返しになりますが、現場の状況に応じて、現段階ではそういった形にはなっておりませんが、利用者の方と密に調整を取って、御不便をかけますが、なるべく意向に沿ったような形で行かせていただきたいと思っております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） それで済む問題なのかどうなのかね。非常に私自身、疑問に思ってる。何が疑問かというと、最初の本体工事、去年の11月に入札して契約したのが約4,300万を設計変更をかけて、道路のかさ上げ方式を大きく変えた、これが果たして700万で収ま

ったのかと。明らかにそばで見てたら700万で終わるような工事じゃないですよ。その道路のかさ上げ工事、当初はせいぜい1か月ぐらいの工事だと見込んでたんじゃないですか。だって、去年の12月、前田議員も質問したときには、3月まで4か月でやりまうと言っていたのが7か月オーバーしたんですよ。最終的に4か月が11か月になった。その大きな要因というのは、この道路のかさ上げの変更です。道路のかさ上げ、これ4月から8月まで4か月かかっている。当初1か月ぐらいでできる思っていたのが4か月かかった。ということは3か月ですよ。余計にかかったわけです。手間も余計にかかっているし、その間にいろんな資機材だとか使用コンクリートなんかの量なんかも増えているわけですよ。それとの関係があるんじゃないですか。違うんですか。精算で二千何百万、落としたら済む話なんです、そこは。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今の本体工事に関しましては、常任のときに資料を出させてもらったように、もともと護岸の上にコンクリートの擁壁を付ける、そのために既設の護岸が弱いのでコンクリートで補強する、そういったコンクリートのボリュームがもともと入っておりました。それを下から造り変えることによって、確かにコンクリートの量は増えておりますので、その部分はそこだけ単体で言えば金額は大きいんですが、もともとあったもの、設計で見ていたもの、この部分は見ていたものありますので、それで結果的に、今の700万円の増額になったものでございます。仮設道路工のほうにつきましても、いろいろな現場の状況に合わせて、今、業者のほうと協議をして、日々、現場対応しておりますが、それはまたそれで精算のほうはさせていただくものになります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ちょっと待ってください。精算する、ということは5,000万じゃなくて、精算したら6,000万になるかもしれんじゃないですか。意図的に5,000万に抑えたんじゃないですか。以下に収まるように。5,000万を超えたら、超えた契約は議会の認定が要るから、5,000万円に抑えとって、最終的に6,000万になりましたと。これは議会の認定なしでできることだけでも、トータル的にはそこで精算したら、その工事が1,000万増えましたと、迂回路のほうで1,000万減りましたと、チャラです。これ、何なんだという話ですよ。意図的にやったんじゃないかと。これ、どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）いろいろ疑念を持たれるような御意見が今続いておりますので、そ

こは我々も反省するところが多々あるんだなという具合に今感じております。今御指摘されましたが、議会認定から逃れるためにやったとか、そういう気持ちは一切ございません。常任とかいろんなところでいろんな御指摘とか御要望があれば、その都度資料は出してお話のほうはさせていただいております。これからもいろんなところで、常任とかいろんなところを通じまして、疑問があったりとか、また個別にここはどうなつとらんじゃいう話になれば、そこは丁寧な説明に心がけていきたいと思っております。あとは、しっかり工事のほう、工期内に終わらせて、一日も早い工事の完成を目指していく、そのつもりで頑張っていきたいと思っております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 最後の今の出合橋1号橋、2号橋の用地取得ですよ。早くから、予算を取って、令和2年度の補正予算で計上されているんです。それを3年度までに執行してないから、契約もしてないから失効したわけですよ。そして、これからやっていきますというんだったら、何でそんな令和2年度なんかに予算を補正で取るんですか。そんな必要は全くなかったじゃないですか。全く計画性も何もない。これから、必要な時期に計上していくって、だって、その橋の予算というのは1号橋は、もう今年度の予算に当初予算に入っているんですよ、その用地、あらかじめやらなきゃいけない用地取得の予算をこれから取りますと、一旦計上したのを不用にしてしまっ、流してしまっ、おかしくないですか。何を考えているのか理解できない。ちゃんと説明してください。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（早稲田） 細かい経緯になってしまうんですけども、令和2年の議会で補正をしていただきました。その時点では今の関係する地権者の方も事業に協力していただいて、うちのスケジュールに合わせて用地を買収していただくというもので交渉しておりましたが、今年に入りまして、その地権者の方がこの秋頃までちょっと待ってくれと、10月頃まで待つてほしいというふうに言われまして、決して事業に協力しないというわけじゃないんですけど、その地権者さんの御都合がありまして、用地買収ができなかった。繰越し予算でございますから、契約しないのでこのまま流れてまいりました。しかしながら、工事のほうはそのまま用地買収やる予定で計上しておりましたので、今は用地買収ができてない状況でございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） それはあなたたちが買収しないから、田んぼを遊ばしておくわけにいな

いから、田んぼ、今、お米を作っていますよ、その方は。当たり前じゃないですか。あなたたちが買収する言ってから買収してくれないから、だから秋まで待ってくれと、米を収穫するまで待ってくれと、当たりの話じゃないですか。あなたたちがやることをちゃんとやってないからそうなる話じゃないですか。そこが計画性がないと言っているんです。出合橋1号橋のところだって、ちゃんと話ができているならば、今の道路買収予定のところの側溝工事だとか、道路の橋の柵工事なんかやるわけじゃないじゃないですか。そこは要らない工事になるんだから。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）私が今話したのは宅地造成をされるところの地権者との交渉でございます。今の土地の利用形態等についていろいろ検討されてたと思うんですけども、そういった中で、町と今の工事が終わるまでは交渉を待ってほしい。現状は今、先ほど下岡議員言われたように、水路とかそういったものができております。そこができるまで待ってほしいというのが1月にございましたので、交渉を今中断しておりますが、今年度、私、6月にも今の宅地造成の業者さんともお話をさせていただいておりますし、また、この議会の後も業者のほうから御連絡を、現場終わりましたので、議会の後に打合せをしたいということで、状況の確認は定期的に取りらせていただいております。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私のほうからちょっと補足をさせていただきます。やはり、いろいろな厳しい御意見が出ておりますので、そこは真摯に受け止めて、やはり叱咤激励という具合に私は捉えておりますので、一日も早い完成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）終わります。

○議長（桑原）7番、兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。本日、大きく3点質問いたします。

こども議会について。以下について、提案をさせていただきます。教育長の答弁を求めます。①過去のこども議員にも感謝状を。今後も毎年開催予定のこども議会前には過去のこども議員が発表したものをもう一度、今一度、教育委員会で目を通していただいて、過去のこども議員が質問したことが、現在、今、このようになっている。こんな質問を

したけど、このような形で役に立ってるとか、良かったこととか、よく見てたねと思われることがあれば、後日、教育長から該当の児童や生徒に対して、全校朝礼などで全児童生徒の前で感謝状を贈るというものです。こども議員に限らず、児童生徒たちにとってみれば、大人は聞いていてくれたんだと、ずっと思っていてくれたんだと感じます。海田町に住んで良かったと思ひ、議会により関心を持ち、いつか海田町に貢献してくれるはずで、将来、議員や町長になってくれるかもしれません。海田町の教育理念と、こども議会の狙いは一致していると考えております。②なぜ、一般公開しないのか。子どものプライバシーに関しては保護者の承諾をもって参加を募ればいいですし、他市町ではユーチューブとかSNSを通じて全世界に配信をしております。本町として、新型コロナウイルスの感染拡大防止の意味からも、来庁不要の録画配信をしておくべきであります。来年度以降について、開催に至るのであれば、こども議会運営事業でありますので、録画配信をすべきではあります。

大きく2点目です。子育て支援施設の将来像について。現庁舎跡地、旧海田公民館の跡地利用について、この7月になって初めて議員に向けて議題に挙がりました。現段階では、町からは保育施設という案は具体には挙がっていません。現在、旧国道沿いにある保育環境の将来像は、海田町のまちづくりとして、5年、10年の見通しで、2保育園が確保されている、そういった今回の跡地活用検討なのだったのでしょうか。

大きく3点目です。新庁舎建設について。海田町新庁舎かわら版第18号がSNSを通じて配信されました。広報にも入っております。新庁舎建設用地取得の経緯で、町民から住民監査請求も提出された内容でもありました。かわら版は、第17号が8月発行で、第18号が7月発行となっております、町は一体何を慌てているのか疑問です。住民監査請求については、町事業について住民監査請求があったことにつきましては重く受け止めておりますと、町ホームページで西田町長が5月にコメントされておられました。その後、2か月、7月にかわら版第18号に寄せられた。これがまた住民からの疑問や声についてもものすごく反響が大きすぎて、私からは委員会等で答弁があったことも含めまして、まとめたものをまた再質問で挙げるとしまして、ここでは以下に問います。①町として、町民から寄せられたコメントは返さないのか、返さないのか。これまず、放置する理由は何なのか。②他市町であった住民監査請求を調査しましたら、ある例という、ご当地ナンバープレート、この予算も無駄遣いだということで提出されている例もありました。西田町長は、海田町として初めて住民監査請求が提出されたから重く

受け止めていらっしゃるというコメントをしたのか。もし、内容についても重く受け止めていらっしゃるのであれば、住民の、町民の声に対してかわら版とは別に、真摯に向き合って、これからも対応すべきじゃないでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問の2点目、3点目については私から、1点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、子育て支援施設の将来像についての質問でございます。7月21日の総務建設委員会及び8月9日の全員協議会において、現庁舎跡地や旧海田公民館跡地の活用について、議員の皆様から御意見をお伺いするため執行部の検討段階の案をお示しいたしましたが、8月29日の全員協議会を含め、多くの意見をいただきました。また、7月29日に保育環境の整備について、町に対して要望書を提出されている保育園もあることから、議員の皆様から頂いた意見や要望書の内容を踏まえ、執行部の案を検討し、今後、お示ししてまいります。

続きまして、新庁舎建設についての質問でございますが、1点目については、SNSは町の情報発信を目的としたもので、個別に回答する運用はしておりませんが、かわら版18号についてはコメントをいただいた方については、SNSに加えて個別にお問合せメールもお受けいたしましたので対応をしております。2点目につきましては、住民監査請求があった事実に対して、重く受け止めたことをコメントしたものでございます。

それでは1点目については、教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）兼山議員の質問に答弁いたします。

こども議会についての質問でございますが、1点目については、こども議員だけの取組にならないよう、各教科と関連づけ、一部の児童生徒の学習にとどまらず、学校全体の取組として行っているものでございます。実現したことに対しまして、児童生徒に伝えることでまちづくりへの興味・関心をより高めることにつながると考えております。したがって、この点について、具体的に今後検討してまいりたいと思います。2点目の一般公開については、今年度、緊急メールを活用して、ユーチューブのURLを送付し、周知いたしました。また、各小中学校には編集した動画を提供し、事後の学習で活用することとしております。なお、次年度の配信につきましては検討してまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）再質問させていただきます。こども議会、教育委員会のほうですが、検討してまいりますという言葉、2点ほどありました。恐らくもう、今、意思というか、私の考えと教育委員会の思いもあるでしょうけど、やはり、今回、こども議会を見させていただいて、教育長の答弁も含めて、褒めてくれているんですね、子どもに対して。すごくそこは大事なことでありますし、私も見てて、まさにそこ教育の本当の根幹だなと感じております。是非褒めることをほかの児童生徒にも知らせるというか、見てもらうというか、子どもの意見も大人が見てくれているんだ、褒めてくれるんだということをお伝えしたいと思って、ここに書かせていただきました。是非、もう答弁、検討ってなっているので、恐らく検討に入ると思いますので、皆さんの前で報告したり、発表したりするのは検討してください。そして、ここはもうそれで前向きに検討していただきたい。もう一つの一般公開についても検討してまいりますということになっているのですが、これははっきり言いまして、するもしないも含めて、いろんなメリット、デメリットも含めて検討するという考えでよろしいのでしょうか。そこについてお答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小村）今、一般公開というところについての御意見のほうをいただいているように捉えております。今年度の実績でまいりますと、まず配信、公開する範囲でございますけども、保護者、学校関係者についてのエリアを今年度の配信として、今スタートしているところでございます。実質、実績としましては、当日はライブ配信、その後、録画したものについて、更に子どもたちのほうに編集したものを使って、これを2学期以降に学習をしていくという形を今年度取らせていただいております。これらの実績を踏まえ、来年度以降についてどういった配信がより子どもたちの学習活動に効果があるのかといったところを含め、検討するというところでございます。以上でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）教育委員会のほうの目線で言うと、そのとおりで私は感じていますが、私は住民の側のほうの目線で言わせてもらいますと、なぜに見られないのかということですね、単純にシンプルに、非公開の意味は何かということ、何人にも言われました。なぜ見られないのか。コロナで密になって。じゃ、配信しろよと。別にライブでなくて

もいいから、録画配信でもいいから、これが一つ。あと、今、保護者のほうの話をされてますけど、コロナ、たしかにコロナなんですよ、実際に、問題は。コロナだからこそ、田舎から来られないんですね、おじいちゃん、おばあちゃんたち。見たいんです、孫のそういうものを。せっかくのこういうチャンスというか、機会。そういった方に対しても見られるようにすればいいんじゃないんですかということですね。もちろん何人もその話は聞きました。だから、なぜそれで見せないのかということからの質問でありますので、是非、教育委員会の立場としての答弁も大事なんですけど、住民側の意見から出ていますので、是非そういったところも含めて検討していただきたいんですが、私の質問に対する答弁をもう一回お聞かせください。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）こちら側としては、先ほどもおっしゃったように、教育的な配慮であったり、教育的な効果であるということをもって配信するかどうかということを検討するということは当然ございます。見る側の立場としていろいろな子どもたちの活動や教育の場としての有効性等を住民の立場でどうかということでございます。一度、検討として懸念されていることは、他市町の事例を持っていくと、やはりプライバシーの保護であったり、それから、その後の動画が残るとか、制限をかけることによっても、時期的なものであったりということがあります。逆に、広い立ち位置で公開をされている市町もございます。やはり、両面あるということで、その内容を踏まえて、広い意味での一般に公開していくかどうかということについて来年度に向けて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）なぜ配信してほしいとか、一般公開してほしいか、もう一つの理由は、やっぱり良かったんですよ。内容はどうであれ、真摯に向き合って、子どもに対応しているというところは海田町の姿勢として発信してもらいたいんですね。そういったところも含めて、来年度、デメリット、メリット必ずありますが、そういったところも含めて、町の執行部と良いこども議会にまた磨き上げてください。是非、これを期待しております。

こども議会についての質問は終わって、次に子育て支援施設の将来像の再質問をさせていただきます。今、答弁読みましょうか、もう一度。8月29日の全員協議会も含めて、いろんなまた案を検討して今後示してまいりますということなので、先ほどの佐中議員

の一般質問にちょっと触れるんですが、当初、これ、私出したのは、町が売るとかいう話をされてから、その後の要望書も含めてというのと、具体の案が売却になっていたの質問をした次第なんですけど、一旦精査します、白紙にしますという話なんですけど、それはいいですよ。ただ、なぜそこで売却が出てきたのかなというところは、まだ答弁がされてないので、あの時点で多分同じことを言うと思いますが、売却も含めた検討ということをおっしゃると思いますけど、売却のほうは少しイメージされているイメージ、何の、どういう理由があって、そういうことが出てきたのかという答弁を聞かせてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず、執行部として売却を考えた背景といたしましては、現庁舎跡地につきましては、連続立体交差事業の関連側道に面した敷地になります。また、現在の旧国道にも面したということで、両面が大きな道路に接する条件の良い土地というふうに認識をしております。そういった土地を効果的に活用するという観点で見ると、公共のほうで活用するのと民間のノウハウも含めて活用検討するということも考えられるかと思えます。この地域にとってこういった施設が来るのがいいのか、こういった活用するのが活性化につながっていくのか、そういったことも含めまして、公共だけではなく民間のノウハウも含めた形でこの土地をどのように使うのが良いのか検討したいという思いで売却というような案を出したものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）売却の言葉与えたら何でもありじゃないですか、今の話だと。やっぱり、ちょっと大きいですよ、売却ということ、議員にまず提示するということの重みですね。そして、また白紙にしますということも含めて、実際ちょっと何を焦っているのかというところにまた行き着くんなんですけど、少しちょっと足をしっかり地につけて、今後のまちづくりのことですので、しっかりとした意見を言っていたいただきたいんです。議員が言ったから外しましたというようなことではなくて、議員が言ってもこのようにしたいんだというまちづくりを示していただきたいんです。ただ、要望は出ているんですね。そういったことも含めて、第5次の総合計画の中で、多田議員が、この前お話ししてましたけど、町丸ごと何とかというキャッチフレーズの中で、私はそのイメージの記憶がありますから、やっぱり、ちょっと何か、高齢者のほうの憩いのスペースとか憩いのゾーンというイメージがここに根強く残っておるんですけど、あれはあれでよろ

しいんでしょうか。時が過ぎたから、また、これは油絵でいうと、上塗りしていくような考えでよろしいんでしょうか。良い言い方をすると、ブラッシュアップなんでしょうけど。少し、まちづくりの方向性というか方針というか考え方というか、肝が据わっていない。今回の例を含めて。そういったことを含めて、改めてお聞きするんですけど、全く白紙でよろしいんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これは全協、これまでの議会、そしてまた保育所からの要望書も頂いておりますので、こういったことを踏まえて改めて検討して、またお示しをしたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）じゃまあ、検討してください。何も考えてないということですから、言いようがないんですね。検討してください。

3点目の新庁舎建設についてです。コメントできるようになっていますよ、まず。ですから、コメントされている方に対しては、やっぱり見てて、答えられないのかという、答えないのかということになりますので、ここで言うことはないんですけど、設定自体を変更したらどうですか。見ていて、ちょっと感じが悪い。18号のことを載せたわけでしょう。なので、そこについて設定を改めて、もう一度、そこら辺のほうを確認していただけますでしょうか。言っているところの場所、分かりますよね。私が言っているところは。それについてコメントできないにしたらいいじゃないですか、そういうところは。できないんでしょう、結局は。出ているんです、たくさん、二十何件ぐらい出ているんですけど、そのままにしているの、そういったこと含めて設定のし直しを考えていただけませんか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）御指摘の点を踏まえまして、今後の運用を検討してまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）コメント出ているんですよ。今後、検討するって、このコメントはどうするんかということですよ。そこも含めてもう一度お答えいただけますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）すいません、1点ほど、確認をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。議員さん、御指摘のところはフェイスブックのコメント欄という

ことでもよろしかったでしょうか。それだけ、ちょっとお願いいたします。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）ソーシャルネットワークサービスですから、間違いないじゃないですか、それで。個別のメールについてはコメントしてると書いているじゃないですか。そんなもん私、見えないですよ、個別にされていることについては。そこです。だから、そこを是非コメントが、しないのであればしないように設定していただきたい、できないように。できないんだったら、発信する意味もないんじゃないかと私は思うんですが、何のために発信しているかというところはちょっと危惧します。だから、そのようにしてください、もう。そして、ここに再質問のほうに行かせてもらう、予告をさせてもらったんですが、かわら版という、何て言うんですか、案内、庁舎の、新庁舎のかわら版というガリ版ですかね。そういったものだけを見て、何件かな、50件近い問合せがあったんですけど、もう、でも、50ここで聞くことできないので、大体10ぐらいにまとめてきました。再質問の再質問をしませんので、おおよそ住民の方はこのように思っていると感じてください。それを住民説明会を開いて言えば、住民さんは一つずつ納得するはずなんです。そんなに難しい詳しいことでもなしに、嫌な気分になることはないんですよ。純粹に答えてほしいだけの質問になっていますので、是非こういう質問になるだろうと思ってもらって、もう一回最後、私、再提案しますが、まず聞いてください。10個ぐらいです。先ほど、下岡議員の何かプールの跡地の分があったので、ちょっと個人的に1個私も聞くかもしれませんが、プールの跡地、庁舎を建てたいという経緯がありましたよね。それも含めて。それは最後に言うかもしれませんが。やっぱり、住民さんって、18号のかわら版を見てだけのことで、我々も委員会等で公表されているので、そこについては分かってはおるんですけど、それでも答えてください。聞きたいですから東部連立事業のスケジュールから、旧庁舎跡地をいつまでに引き渡す必要があるのか。そのために新庁舎をいつまでに完成する必要があるのか。立体交差事業のスケジュールからいつまでに引き渡す必要があるのか、新庁舎はいつまでに完成する必要があるか。これはなぜ移転するのとか、なぜ土壌汚染結果を待たなかったの、なぜ、町が負担するのって、町側がそのようなガリ版を作って発信しているんですよ。その18号の疑問点の一つまずそれ、お答えいただけますでしょうか。もう答えるだけでいいですから。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）東部連立の関係でございますけれども、この現庁舎の起業地の

引渡しが令和7年2月末までに県に引渡しをする必要がございますので、現庁舎の解体工事がおおむね9か月から10か月かかるという見込みで、そこから逆算をしてそれまでに間に合うように新庁舎への移転を進めるものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）7年ですね。今、4年ですね。土壌汚染の調査の結果を待った場合の、土壌汚染、ヒ素の問題ありましたけど、その結果を待った場合の新庁舎の完成はいつ頃の予定だったのか、ここ、再確認、教えてください。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）待った場合のスケジュールについては、あくまでも仮定ということになりますけれども、おおむね3か月、4か月ぐらいは後押し、あるいはそれ以上かもわかりませんが、ちょっと確定的なことは言いかねます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）結果を待って着手した場合の完成でございますけれども、おおむね半年程度完成が遅れるという見込みでございました。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）令和7年で半年です。令和4年の末ですね。令和2年1月7日の入札公告では新庁舎の完成はいつ頃の予定だったのか、ちょっとこれも分かるんですが、教えてください。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）すみません、ちょっと記憶の範囲なんですけども、令和4年の5月の開庁を目指していたと記憶しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）かわら版になぜ移転するのか、急いでいるからというので、そういう質問がどんどん来るんですよ。私が質問しているのではなくて、読んでいる方なんですよ。現在、新庁舎の完成はいつ頃の予定か。これは一緒にやりましょう。現庁舎はそんなに緊急に移転しなければならないほどの課題があったのでしょうかという質問に対する答えをください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現庁舎につきましては、大震災が起きた場合の災害の本部となるところではございますが、現在の建物は十分な耐震性能を有していない建物でございますの

で、その耐震性の確保が必要というのが一つでございます。もう一つは、エレベーター等のバリアフリーが十分な機能がなく、早期の新庁舎の整備が必要であると認識をしております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山） 土壌汚染の調査の結果を待って、広島県と財産売買契約をしても良かったのではないかとこの質問ですが、これ、お答えください。あと、4点ぐらいありますけど、答えてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡） 土壌汚染対策法の検査が、検査というか調査が必要というのは認識をいたしましたけれども、耐震性の確保、バリアフリーの確保も重要であるとして、予定どおり、新庁舎整備を進めると判断をしたものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山） 9月でいいんですよね、完成は。海田町が負担した土壌対策費は幾らかというのが書かれてない、なぜなのでしょう。県の補助金が6,704万円と書いてあるんですけど、土壌対策引いたら町の負担が出ますけど、なぜ書かなかったのかということと、具体的な金額が出るんだったら、ここで公表してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡） 県と交渉の時点では、新庁舎の設計段階の事業費での交渉となりましたので、具体的な金額のほうは算定しておりませんが、県と海田町の負担の額、負担の規模につきましてはおおむね半分でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山） その半分の土壌汚染の結果を待って、県と財産売買契約をした場合に、土壌汚染対策費を町が負担する必要があったのかどうか。今度、あったのかどうかについてお答えください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡） その汚染があった場合の譲渡の条件につきましては、県とは協議をしておきませんので、そこは不明でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山） 覚書のことも書いてあるんですけど、かわら版にですよ。その分の問合せがあったので、覚書の内容は大体ざっくりですけど、どんなものかということと、そ

の覚書でリスク回避策になったんかどうか、そういうことを、覚書と同時に締結して実施したんだと書いておられるので、そういったことに対する率直な質問がありますが、リスク回避策となったのか、覚書の内容を簡単にここで言ってください。その二つ。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）覚書の内容は、人為的活動に起因する汚染の除去等の措置については県の負担とするというものでございます。この覚書により一定のリスクは排除されていたものと認識しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）だから、半分で済んだんだっていう発想でよろしいんですね。あと、2個。なぜ、ここ書いてあるとおりのことの質問だったので、なぜ庁舎の、造るとこ、部分に影響を生じてない西側駐車場の部分を町で負担しなければならないのか、そういうことが書いてあるんで、なぜなのということについてお答えください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まずは、一つ前の質問でございますけれども、覚書の締結により、県に一定の費用負担をしていただいたというのではなく、覚書で結論づけたのではなく、その汚染が検出された事実を踏まえ、県と町とで協議をして費用の負担をお願いし、承諾をしていただいたというものでございます。あと、新庁舎整備に関係のない部分、町で費用負担をしたことに関しましては、この度の県有地の譲渡につきましては、町が新庁舎を整備するというところで、本来であれば競争入札をして高価な価格を提示したほうが購入するということになるんだらうと思うんですが、この度は町が公共活用するというところで県から譲り受けた土地でございます。県のほうで予定価格のほうを定めて、その金額で町のほうに譲っていただいたという経緯もございますので、当然、その新庁舎整備にどうしても必要な部分については県のほうで支援をしていただいて、それ以外のところについて汚染除去をするしないは町の判断となりますので、そこの部分については、町の判断で除去をするということにしたものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）県補助金を支援してもらおうとか、建設に影響しないところとか、そういったところも説明があまり長いと、多分苦しいのかなと思うんですけど、おたくらが質問して、おたくらが答えを出しているんで、そんなに難しい答弁にならないはずですよ。だって、私が質問したわけじゃないんですもの、これ。かわら版の、町のほうがQ&A

で出しているわけですから。それに対して、住民さんがなぜなぜというだけの話を今答えてもらっているだけなんです。そして、あと最後になる、いわゆる判断を誤っているんじゃないかと。調査結果を待たずして売買契約したことによって、町負担分として支出しなければならなくなったんじゃないかという疑念が残っているんですけど、それについてお答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）執行部といたしましては、あの時点で一定のリスクを排除し、事業を中止することなく進める判断をしたことは不当なものではないと認識をしております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）このような、恐らく説明会になると、イメージできるんですね。今、私がここで一般質問したから、また、これについて掘り下げるかもしれませんが、大方、こういう質問になるんですよ。皆さんの疑念は。そして、先ほどの下岡議員の質問の中にもありましたけど、庁舎建設の話をした場合は、プール跡地に建てたいという話もあったわけですよ。まだね、住民の方おっしゃるんですよ。あそこじゃなかったんかという話があります。そういったこと含めて、それはそうですよ。西田町長が議員時代に筆頭の議員になって、あのプールの跡地に建てたいとおっしゃっていたから、これ事実なんですよ。そして、先ほどの協定書も書いてありました。私たち議員にも配られました、コピーで。教育財産とする目的であれば無償とするというこの名目の中で、いつしか、旧合同庁舎のほうに移転されたわけなんですけど、先ほどの話を聞いていると、広島市の建物だったら海田町にとってみて有利だけど、海田町の建物を建てる庁舎だったら、かなり不利だったんだろうなということが少し分かってきた。それも含めて、恐らく住民の方がそういったことを聞きたいんですよ。もう、建てるのほぼ終わりですけどね。だから、後出しジャンケン、後から文句言われぬように、今後、住民説明会を開催するお考えはありますでしょうか、ないでしょうか。お答えください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎整備につきましては、これまで長きにわたり、様々な議論を重ねて、一定の方向でまとめたものと認識をしております。その都度、議員の皆様からあらゆる視点からの質疑をいただきながら答弁をしております。そういった議事録もございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）町長、お聞きします。重く受け止めております。これについて住民に直接そういった形で説明をする機会というのは、これは重くないのか。重く受け止めておりますということなんですね。それについてお答えいただけますでしょうか。最後、最後というか、さっきから最後って、ごめんなさい。そこについて町長のお考え、答弁を求めます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）用地取得に関し、住民監査請求が提出されたことについては重く受け止めております。しかしながら、新庁舎整備につきましては、これまで議員の皆様から様々な視点での御意見をいただいております。そういった御意見に対する答弁が議事録にもございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）もう答弁はいいですけど、この話はあとは住民の方がどのように感じて、どのように皆さんが思われるか、これについて、また私もいろいろな皆さんの話を聞く機会が多いので、私の思いとしては、恐らく言えば、皆さん納得されるはずなんですよ、思いを。それを言わないということは、かなりもったいないというか、残念な部分もありますけど、今ここではそのような答弁はされておりますが、そういう傾聴力というか、耳を傾ける、本当にシンプルなやり方だと、私はずっと思っていますので、是非そういう気持ちになっていただけるように希望して質問を終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は15時35分。

~~~~~○~~~~~

午後3時26分 休憩

午後3時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開します。一般質問を続行します。4番、小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。今回、デジタルについて2項目にわたってお尋ねをいたします。

まず、女性デジタル人材育成について。デジタル分野は人手不足が続き、今後も労働力を求めるニーズが高まると見られています。IT技術者における女性の割合は僅か19パーセントにとどまっており、女性のデジタル人材育成は急務であると考えます。また、

新型コロナウイルスの影響で非正規雇用などを中心に、減収や失業などで困窮する女性が増える中、今後も成長が見込まれるデジタル分野での就労は経済的な安定につながるのみならず、育児や介護をしながらテレワークで取り組めるなど、女性にとってメリットは大きいと思います。内閣府男女共同参画局は令和4年4月26日に女性デジタル人材育成プランを決定されました。このプランに基づき、今後3年間、集中的に関係府省が連携して女性デジタル人材の育成に取り組むとの内容です。このことを踏まえ、本町での取組についてお尋ねいたします。1点目、現在、どのような女性デジタル人材育成を進めておられますでしょうか。また、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。2点目、プランの中で優良事例として紹介されているような市町の取組を本町でも取り入れるお考えはあるのでしょうか。

次に、行政のデジタル化について。総務省では、政府が掲げるデジタル社会の目指すビジョンである、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化の実現、に向け、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした地方行政のデジタル化を推進する各種施策に取り組んでおります。本町においても、いち早くデジタル推進課を設置され、取り組まれていると思います。そこで、本町の取組についてお尋ねをいたします。1点目、今後どのようなデジタル化の推進を考えておられるのでしょうか。2点目、総務省から出されている自治体DX推進手順書参考事例集にあるような取組を本町でも実施されてはいかがでしょうか。中でも、勤怠表や給与明細のデジタル化など庁舎内から実践されてはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問に答弁いたします。

まず、女性デジタル人材育成についての質問でございますが、様々な業種でデジタル人材の需要が高まる中で、デジタルスキルの向上と就労支援が重要であることは認識しております。現在、町において、女性のデジタル人材育成プランに基づいた取組は行っておりませんが、今年度中に策定する次期海田町男女共同参画基本計画の中で、女性デジタル人材育成の推進を位置づけるとともに、国、県の動向を注視し、議員御提案の全国の優良事例を踏まえ、町ができる取組を調査研究してまいります。

次に、行政のデジタル化についての質問でございますが、新庁舎開庁に合わせ、窓口での申請書記入などの省力化を図る総合申請システムについて、業者選定を行い、導入

に向けて準備を進めるとともに、キャッシュレス決済の導入方法について検討しているところでございます。また、本年10月から税関係の2証明について、コンビニなど庁舎以外でも取得できるようにするとともに、本年度中に転出・転入手続き、子育て、介護手続きなど、オンライン申請の拡充を行い、来庁しなくても手続きできる環境を整備してまいります。内部事務につきましては、令和2年度から導入しておりますグループウェアを活用し、会議室などの貸出予約やファイルの共有など効率化を図るとともに、自治体DX推進手順書参考事例集にありますペーパーレス化を推進する電子決裁について、5月に契約を締結し、来年4月の稼働を予定しております。勤怠表や給与明細など労務管理のデジタル化につきましては、他団体を参考にしながら積極的に検討をしております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは、再質問させていただきます。まず、庁舎内のデジタル化についてお尋ねいたします。様々な取組をこれまでもされていることは存じ上げておりますし、また、新庁舎開庁に向けて準備を進められていることも存じ上げております。それで、今回、提案をさせていただきました勤怠表、給与明細については積極的に検討してまいりますという御答弁でございましたけれども、具体的にいつ頃の実施に向け、検討されているかというところは考えられているのでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）すいません、今、この場でいつまでという明言はできませんけれども、既存のシステムとの連携ですとか、また他団体の状況等も参考にしながら、前向きに検討させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）そのように進めていただければと思います。御存じのように、これをペーパーレス化することで、配布、配送にかかる人件費ですとか、また印刷代の削減でありますとか、利点が、メリットがたくさんございますので、早めに導入していただければなというふうに思います。

次に、女性デジタル人材育成についてでございますけれども、答弁を読ませいただきますと、あまりここについては問題の認識をされていないのかなというふうな理解をいたしますが、そのように捉えてよろしいでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）女性のデジタル人材の育成につきましては重要なことと考えておりますので、今年度中に策定します男女共同参画基本計画の中で推進について位置づけていきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）通告書にもお示しいたしましたとおり、コロナ禍によって女性の就労が行き詰ったりだとか、減収又は失業など、非正規雇用の方に顕著にこれが現れているということと、あとは、この女性デジタル人材を育成することによって、女性の経済的自立も確保できるという点がとてもすばらしいと思います。あと、ジェンダーギャップの解消、男女間によって賃金格差がまだまだございますし、これをこのデジタル人材を女性で補うというところで、この格差も埋まっていくのではないかなというふうに捉えます。ですので、是非とも、県や国の動向を注視するのも大変重要だとは考えますけれども、先駆けて町で取り組んでいただきたいなと思います。具体的に優良事例というふうにここで書かせていただきましたのは、既にもうこれを取り入れている市町がございます。大変な費用がかかるのかなというふうに思いましたら、費用がかからず、これを導入することができる、そういう団体もございますので、是非とも費用面の心配もなく。じゃあ、町では何をすればいいのかというと、そういったフルタイムで働くのは難しい、あるいは介護・育児をしていて長時間働くのは難しい、また、週に5日出るの難しい、そういった方でも、空いた時間に自分の好きな時間に仕事ができるということが、一番のメリットではないかなというふうに考えておりますので、そういった点も是非考慮していただき、これを進めていただきたいと思っておりますけれども、今一度、御答弁願いますでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）議員提案の優良事例、女性の就労支援につながる部分でございますので、私のほうでもちょっと勉強させていただいております。見させていただきましたけれども、ものすごく大きな規模のものから、今、議員が言われたように、割とこぢんまりと言いますか、導入しやすいものもございました。ただ、町長答弁にもございましたし、プランの中では関係府省や自治体が連携して全国的な導入支援体制を整備というふうにも書かれておりますので、県庁等にもいろいろ問合せをしておりますけれども、まだそこら辺の情報は少ない状況でございます。まずは、関係機関が連携が図れるように、こういった優良事例も勉強しながら、連携に努めさせていただければと、勉

強ささせていただければと、そういうふうを考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは、そのようにしっかりと先進事例を学んでいただき、国や県から申出があった際には、いち早くこの海田町で取り入れていただけるように努力をしていただきたいというふうをお願い申し上げて再質問を終わります。

○議長（桑原）6番、大高下議員。

○6番（大高下）6番、大高下です。本日9月1日は防災の日ということです。今日は防災に関する1項目について質問いたします。避難行動要支援者に対する取組について。台風や集中豪雨が発生しやすい季節に入りました。こうした自然災害から住民の安全を守るため、自力で避難することが難しい障がい者や高齢者を対象に、個別避難計画を作成する自治体が増えています。自然災害でより被害を受けやすいのは、障がい者や高齢者などの災害弱者であります。2011年の東日本大震災をはじめ、近年の大規模災害では、犠牲者の6割以上を災害弱者が占めています。実際、視覚障がい者は、水害が迫っているという周囲の環境変化を察知することが難しく、サイレンや防災無線などの音声を把握しにくいです。知的・精神障がい者は、災害の危機を察知しても迅速に行動できないケースがあります。また、高齢者の避難行動のスピードは比較的遅く、被害を受けやすい状況です。政府は、こうした支援の必要な方々を、避難行動要支援者として、個別避難計画の作成を推進しています。2021年5月には災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが自治体の努力義務となり、避難行動要支援者へのきめ細やかな支援体制を整えることになっています。現在では、全国で普及が進み、内閣府によると、作成済み、一部作成済みの市町村は約7割になっているとのことです。そこでお尋ねいたします。1、町はどこまで作成されていますか。2、いつまでに作成されますか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問にお答えします。避難行動要支援者に対する取組についての質問でございますが、1点目については、個別避難計画の作成が済んでいる方は53件ございます。2点目について、議員御指摘のとおり、災害対策基本法の改正に伴い、おおむね5年程度の間で作成するよう努力義務が課せられたことにより、本町においてもその実現に向けて努力してまいります。また、先日、県のモデル地区に指定されたことから、今後、県のアドバイザーの支援を受けながら計画の作成を進め、これまで以上

に關係機關や県と連携して事業を推進してまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）それでは、再質問させていただきます。海田町での要支援者の定義はどういった方々でしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）地域防災計画に載せておりますうちの要支援者の定義でございます。要介護者3以上の方、身体障がい者で身体障害者手帳の1級及び2級を所持する方、知的障がい者で療育手帳A及び④を取得する方、精神障がい者で精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方、あと、高齢者として75歳以上のひとり暮らし、また、75歳以上の高齢者のみの単身世帯という定義にしております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）町内には、今、どの程度の災害弱者がいると想定されておりますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）この支援の範囲内でお答えすると、2,980人です。また、今の言う弱者となりますと、やはり子どもの方とか女性の妊婦の方とかも全部含めてという形になりますが、今、答弁しているのは避難行動要支援者の数でございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）要支援者の名簿はできておりますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）はい、作成しております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）この計画の策定に当たっては、要支援者の同意が必要となりますが、同意をいただくことが困難であるとも聞いておりますが、そこらは海田の状況はどうですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のとおり、今、全自治体についてそういった方もいらっしゃるのではなかなかうまく進んでないところもございます。今、手上げ方式というふうな形で、うちのほうが名簿に載せていいですかというような聞き方をしております、対象者に対して。これを年2回ぐらい行っております。いいよというような感じで返信していただいた方に名簿の記載というふうな形で地域のほうに提供しているという状況で

ございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）同意が得られない人もおられると思いますが、その人に対してはどういう対策ですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）得られない方も、一定期間置きまして、また通知するとか、そういうふうな方法は取っております。いろいろそういうふうな形で名簿を載せるのに、逆手上げ方式というのもございますので、近隣の市町の状況を見ながら、その名簿に載せれるようなそういうふうな努力のほうとか、あと、効果的なものを導入していければなど、今、研究しているところでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）避難を支援する人の確保も困難だと思いますが、そこらはどのように対応されておりますか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）御指摘のとおり、なかなかそういうふうな困っている方とか、避難する際に周りの方もいらっしゃるので、支援される方についての御協力というのも難しい状況です。先日、実は、民生委員さんの方に全員受け取っていただくことができました。今後は県のアドバイザー派遣、先ほど町長答弁にもございましたが、先日、この件に関しまして、県のモデル地域に指定していただきました。これにより、県の力を借りながらステップごとにいろいろとこういうふうな形ですというような優先順位をつけながら進めていこうと考えております。それも含めて、御協力いただける方についての説明とか、そういったものも順次行っていくというような形になろうかと思っておりますので、なるべく早めに国の示した努力義務というようなところの部分を進めていければなど考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）海田町もまだあんまり進んでないんですがね。提案なんですけど、どっか一つ地域を決めて、集中的にそこを取り組んで、海田ではこういう例があるとしたら、よその自治会もやりやすくなるんじゃないか、どこもできてないから、どうやったええのか分からないというのが現状では思うんですよね。そういうモデルケースをつくるという考えはどうですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今、議員御提案いただいた進め方につきましても、県と相談しながら、何が最善なのかというようなところを踏まえて進めていけたらと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）今、53名ということでお聞きしたんですが、これは今から永遠のテーマとなると思うんですが、本当にしっかり腰を据えて、県とも連携して、この件に関しては頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（桑原）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけ、お願いいたします。アフターコロナに関して。新型コロナウイルスは新規陽性者数が急激に増えた2020年4月の第1波から今年に入ってからの第7波まで、感染者のピークは繰り返して発生し、未だ収束が見えない状況が続いています。こうした状況の中で、社会経済状況は大きく変化し、これまで当たり前だったことが、常識が激変、通勤・押印・レジのキャッシュレス化等した。これからは感染拡大防止などの課題に対応していくのはもちろんであるが、コロナのほろが過ぎ去るのをただ待っているだけではなく、今こそ知恵を出して時代に沿った新たな取組による地方創生に着手すべきである。私はアフターコロナを見据えた今、取り組む課題はDXの推進と考えている。DXは、住民の生活に広範囲に影響を及ぼし、地域経済全般の発展、課題解決に大きく資することが考えられるからです。以上のことを踏まえて質問いたします。第1点目、町民の利便性向上や行政サービスの向上、課題解決のためにはデジタル技術の活用積極的に取り組む必要がある。アフターコロナの時代に対応した町行政の在り方について、DXを踏まえた町長の考えを聞きたい。第2点目、私は6月議会で町のデジタル化の取組について質問した。議会ではタブレット端末の導入が決まり、ICTとペーパーレス化の推進が図られることになった。一方、町長は6月議会で、来庁しなくても手続きができる環境の整備など利便性の向上に取り組むとともに、分かりやすく事業内容やメリットについて広報やホームページなどにより周知しますと答弁されたが、その取組はどこまで進んでいるのか。第3点目、全国的にデジタル人材が不足している中で、人材確保の手段はどのように考えておられるか。採用頼みか、長時間を要して育成していくのか、どちらか考えておられますか。第4点目、政府は8月15日、物価・賃金・生活総合対策本部を開き、物価対策に充てる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以下、交付金を1兆円から増額するとの報道があ

った。町は交付金を活用した更なる支援策を早期に実施する必要があると思うが、どのように考えておられるか。第5点目、アフターコロナの新時代開拓に向けて、交付金を活用した地方創生にどのように取り組んでいかれるかを問うものでございます。以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。アフターコロナに関しての質問でございますが、1点目については、コロナ禍を経験し、オンラインやキャッシュレスなど、非接触のニーズが増している状況で、デジタル技術を活用し、来庁者に対するサービスの向上や、来庁の不要化によるサービスの向上など、住民の方への利便性向上を図り、加えて、業務の効率化や事業の継続性の確保を行い、業務の適正化を図ることで、暮らしやすさが実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。2点目につきましては、コンビニ交付の証明書追加について、10月開始を予定し、準備を行っております。また、手続きのオンライン申請の拡充について、今年度中に開始できるよう事業者と調整を行っております。総合申請システム及び窓口手数料のキャッシュレス決済についても、新庁舎開庁に向けて事業者との協議を行っている状況でございます。これらの施策については、それぞれ適切な時期に分かりやすく町民の皆様に周知してまいりたいと考えております。3点目については、町独自でデジタル人材を育成することは難しいと考えておりますが、現在、広島県と県内23市町で構成する広島県市町情報人材研究会において、デジタル人材の確保や育成について検討を行っており、その状況を踏まえて、町としての人材確保・育成を図ってまいりたいと考えております。4点目の増額される臨時交付金を活用する事業については、現時点において、交付金の規模や用途などが示されておりませんので、詳細が示され次第、速やかに町としての支援策を検討してまいります。5点目の地方創生の取組につきましては、町としてもこれまで交付金を活用して、感染防止対策や生活支援、事業者支援などに取り組むとともに、DXの推進にも取り組んでまいります。この中で、小学校、中学校においては、タブレット端末や電子黒板などの、町においては、統合申請システムや電子決裁システムなどの導入に取り組んでおります。コロナ禍だけではなく、アフターコロナ時代においても、こうした機能などを活用して、ICT教育の推進や行政サービスの向上、効率化に取り組むことで、住民サービスの向上につなげてまいります。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。雨が降りこんでいますから、ちょっと待ってください。

~~~~~○~~~~~

午後 4 時 0 9 分 休憩

午後 4 時 1 1 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。崎本議員。

○13番（崎本）再質問いたします。1番目の町長の考え方を聞いて、ここの答弁にあるが、来庁される方あるいは町民に対して暮らしやすさが実感できるまちづくり進めて考えたいと思います、これは当たり前のことであって、いち早く町民が実感するように、そういう行政を、口だけじゃなしに、早く実行してもらいたいですね、引き続き、努力のほうをよろしくお願いします。それから、2点目は、町民の皆さんは今推進課でいろいろ交付や何じゃかんじゃとやって、ほとんどだいたいええことを考えとるといふ評判がありましたので、引き続き、よその町はどうでもええんよ、他町、よそのは。海田町は海田町の独自の考えで、よその先端に行くような考え方を是非ともやって、海田町は海田町で独自のすばらしい考えを持って、前に前進するのみでございまして、そのようにやっていただきたいと思います。それから、人材の育成ということは、私、今、企画部長も皆さん、総務部もやっておられる。いろんなところで人材不足しとるんですよ。海田町は海田町で魅力あるまちづくりで優れた人材を育成するのも海田町の仕事なんよ。成果はすぐ見えないんじやが、これを着実にやったらすばらしい町ができるんよ。それを目標にひとつ頑張ってもらいたいです。それで、最後に書いてあるんじやが、今後は交付金がどのように出てくるか分からないと書いておられますが、今の政府の考えは交付金や、あれはあれをばらまかんかったら、岸田総理の人气が上がるんよ。だから、これは、次から次から打って出られるから、それを海田町はどのように使うか、前もって、こういうふうにするたら海田町は良くなるんじやないかというような案を皆さんに示される以前に、ちょっと皆さんが考えて、全くこりゃ、ええことを考えとるのというような考えを、率先して、皆さんが考えてやってもらいたいです。最後に、要らんこと書いてあるんじやがね、わしゃ、学校のことなんか、きちっと取り組んでくれと、言ったことがない。海田町の教育は進んどる。空調設備でも、広島県で最初やって、海田町の児童はもう優秀な児童をつくらないけん、タブレットなんかも率先して皆やりなさいと議会も率先して協力しとるんじやから、海田町の児童は優秀な児

童ばかりじゃけん、こういう要らんこと書かんでもね、皆さん方の執行部の育成のほうに、もうちょっと力を入れてもらいたい。ちょっと答弁お願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）デジタル人材の育成につきまして、本町におきましてもデジタル推進課を設置して、その中でいろんなデジタル化を進めております。ただ、これだけで終わるのであればよろしいかと思うんですが、今後もデジタル化というのはますます進んでいくと考えておりますので、庁舎内での職員のデジタル人材の育成について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）これは最後が見えんよ。将来はどうなるか分からなんのじゃけん、デジタル、それ以上のことができるんだ。今、海田町のためにやってもらわなければいけんのやけ、最後に町長、一言、その意欲を教えてくださいよんじゃけ。町長が言うたら終わるけ。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず最初に、デジタルが進んでないという考え方が、なんか皆さん浸透しとるような感じがしますが、基本的には、内部執務における作業は、ほとんどデジタル、端末を使いながら作業をしているわけです。問題なのは、それがいかにネットワーク化されてないか、仕事が連結してないか、縦だけで動いているという、こういったところに大きな障害が今あると。だから、力量的には持っておられると同時に、新しく、今、議員御指摘の新たな、要するにIT革命ではないですが、そういった新技術が使えるという、それを身につけるといのが大切であると私は認識しております。そういった意味から、今からの時代は、御指摘のように、デジタル人材、女性のデジタル人材の話もありましたが、これは男女問わずです。男女問わず、現状にはそういった環境あるし、その力量は持っている。しかし、横の連携とかネットワークがうまくいってない、また、そのネットワーク技術がうまく活用できてないというところに課題があるというふうに思っておりますので、今後は機会がある度に、県また国、私も昨日はセミナーに参加して、そういったところのノウハウも聞かせていただいております。そこをしっかりと踏まえながら、今、御指摘に、決意をとということですから、海田町におけるDXをしっかりと前に前に進めるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）ええ返事が来るかと思ったら、自分が自慢したい半分は。そういうことを言うちゃへんのじゃが、しっかりとやってくださいいうて、町長の決意を聞いただけなんじゃが。終わります。

○議長（桑原）11番、久留島議員。

○11番（久留島）11番、久留島です。黒い雨被爆者について質問いたします。77年前、昭和20年、1945年8月6日午前8時15分、米軍が広島に原爆を投下し、無差別に市民の命を奪いました。投下直後、広島に降った黒い雨。生き延びた被爆者も老いを重ね、多くの方々がお亡くなりになられております。1年前、令和3年、2021年7月、黒い雨訴訟で広島高裁判決は、内部被爆者を認め、原告84人全員に被爆者健康手帳交付などを命じました。判決以降、手帳の申請が行われておりますが、今年7月末現在で、県が推計している被爆者約1万3,000人に対し、申請者数は3,128人、交付者数1,145人と少なく、広報、相談会、周知徹底が求められております。以下、町としての今後の対策をお尋ねします。1、周知活動はどのようにするのか。2、相談会は独自にするのか。3、県に対して町の被爆者数はどのくらいか。4、審査に半年以上かかるのはなぜか。5、今までに差別を恐れて申請していない人への対応はどのようにするのか。以上。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。黒い雨被爆者についての質問でございますが、1点目については、被爆者健康手帳の申請について、「広島黒い雨に遭われた方へ」の案内リーフレットを町広報4月号と併せて配布し、町ホームページへの掲載により周知をしております。引き続き、町広報紙やホームページ等により周知を行っております。2点目については、黒い雨体験者相談・支援事業の中で、健康不安の相談と併せて、被爆者健康手帳の交付申請に係る相談があった場合にも対応しているところでございます。3点目については、県において市町別の被爆者数の推計は行われていないため、把握しておりません。4点目については、黒い雨被爆者健康手帳の交付申請は、令和3年7月27日の閣議決定以降、随時受け付け広島県に提出してきておりますが、本件に係る取扱いについては、令和4年3月に国から通知されたところで、県により順次審査を実施されていると伺っております。本町といたしましては、引き続き、円滑な受付・進達事務を実施しております。5点目については、これまで様々に御不安を抱えて申請に至ってない方にも安心して申請していただけるよう、分かりやすく丁寧な周知と相談対応を行っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）周知活動はどのようにするのかというのに対して、案内リーフレット、広報4月号と併せて配布したと書いてありますが、これでは周知が至っていないんです。現在、申請者数の割合が県で24.1パーセント、交付割合は8.8パーセントと、周知が行き届いていないために、申請者が少ないんでございます。相談会も町独自でやっておられることは、先ほど、ないと言われたんですが、私、相談会に行ってきたんですよ、広島でやったときにね。そのときに、やはり相談者が20人ぐらいで、被爆者が対象者が5人ぐらいなんですよ。それで、私も行って、説明を聞いたら、弁護士の方と社会福祉士の方と相談員2名が私についてずっとお話をされたんですが、そのときに、私に同窓会行っておられますかと言われたので、同窓会は今コロナで参加していませんが、それまでは行っていますと言ったら、是非同窓会でみんなの前で発表してくれ言われたんですよ、こういうことがあるのを。それで、被団協の方は必死になって頼まれるので、分かりました、ある程度は調べてみますと言ったんですが、帰って名簿を見たら、約1,000人ぐらいいるんですよ、私の同窓生の中で、対象者が。それにある程度連絡はしたんですが、やはり、初めてのことなので、言ったらまた必ずあくる日に返事が返ってくるんですよ、夜中に。どうしたらいいんじゃないかいうて。それも、役場の6番の窓口に行ってくださいと言ったんですが、その前に必ず私のところに聞いてこられるんですよ。それで、ある程度の方に言ったんですが、どうも役場のほうから周知してもらったほうがいいんじゃないかと思ひまして、それで周知活動をどのようにやっていかれるかお尋ねするんでございます。これは出前講座とか、いわゆる今流行のかわら版、庁舎かわら版というのがよく来ますが、こういうふうにやっていただけることはできないですかね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町長答弁にもございましたように、4月号広報でこのリーフレットを全戸配布させていただいております。また、引き続き、町広報紙やホームページで周知を行いたいというふうに思っております。御希望がございましたら、社会福祉課のほうに御連絡いただきましたら、健康相談も含めて、保健師のほうが訪問であるとか、時間を決めた対応もさせていただいております。また、出前講座についても御希望がございましたら、社会福祉課のほうに言っていただけましたら、やり方等を御相談させていただきながら、対応することも可能ですので、是非、社会福祉課のほうにまずは御一報をいただければと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それは理屈では分かるんですが、スピード感を持っていただかないと、平均年齢85歳なんですよ。あと10年も経ったらほとんどの方が亡くられるんですよ。それで一人でも早く周知していただいて助けてあげてほしいわけなんですよね。だから、相手が来るのを待っているんでなくて、こちらから積極的に。該当者が分かりませんか、海田町で何人いらっしゃいますかね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）当時いらっしゃった人数については、町では把握はしていませんのでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それではさっぱり相手が分からないということですかね。私、同窓会の名簿調べただけでも1,000人ほどありましたよ。それで、個人的には連絡を取っておるんですが、やはり全然周知が行き届かないんですよね。やっぱり、公的な立場から積極的にやってもらいたいわけなんですよ。そして、広島市の場合は、旅費を出してまで相談会やっているわけなんです。海田町はその旅費まで出してやっていますか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）海田町におきましても、黒い雨体験者相談支援事業の中で健康不安に関する相談と併せて、手帳の交付申請についての相談があったときには御対応させていただきます。旅費についても、同様に、医師等の相談につながった方については支給対象となっております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）私も電話で連絡したときには、もう高齢だから免許も返したし、役場まで歩いていられないと言われるんですよ。それで、私が役場の窓口で申請書をもって持っていくんですが、やはり、それに対してまた役場へ申請に行くのにどうしたらいいんじゃないかとと言われるからね、それは誰か親戚の方に連れて行ってもらいなさいと言ったんですが、そこまで、私もちょっと1,000人も相手がいるからね、物理的に無理なんですよ。やはり、役場のほうから手を伸ばして、住民に寄り添っていただきたいわけなんですよね。それと、申請者の件で聞かれるんですが、広島県以外、また外国の方もいらっしゃるんですが、これはどこへ申請したらいいですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

- 社会福祉課長（杉本）広島県以外の県外にお住まいの方につきましては、お住まいの都道府県のほうに御申請いただくことになっておろうかと思えます。
- 議長（桑原）外国は。
- 11番（久留島）大使館じゃないんですか。
- 議長（桑原）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（森川）海外在住の方につきましては、まず広島県に御連絡いただいて、そこから案内されるというふうに伺っております。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 11番（久留島）私、聞いたのは大使館だと聞きましたけどね。外国、おられた、その地域の大使館に申請するようと。どちらが本当か分かりませんが。それと、広島市と広島県と別々に審査しているんですか。
- 議長（桑原）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（杉本）それぞれで審査をされていらっしゃると思います。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 11番（久留島）その場合、黒い雨の降った地図が広島県と広島市と違うんですよ。どちらが本当なんですかね。
- 議長（桑原）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（杉本）降雨地域につきましては、目安としてお示しをさせていただいているところがございますので、黒い雨に遭ったかどうか御不明なところがございましたら、まずは御相談いただければと思っております。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 11番（久留島）いや、だから、どちらの地図を頼りにしたらいいんですかね。
- 議長（桑原）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（杉本）海田町の方につきましては、県のほうから御提供いただいた地図になりますので、そちらのほうを見ていただけたらと思えます。
- 議長（桑原）久留島議員。
- 11番（久留島）それと、この被爆者の中で差別を受けてこられた方がいるんですね。というのが、当時、結婚差別、就職差別、こういうふうなんで誹謗中傷がありまして、辞退されておる方がたくさんおられるんです。こういう方を救助するのはどのようにしたらいいんですかね。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）町長答弁にもございましたように、これまで様々に不安を抱えられて申請に至っていない方につきましても、安心して申請をしていただけるよう分かりやすく丁寧な周知と相談対応を行ってまいりたいと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）その場合、この差別の場合に、申請しておられない方は、申請が過去にやられた、現地まで、爆心地まで1週間以内に入ったことがあったらその道順とか保証人、途中で出会った人の保証人が2人要るわけですね。この場合、保証人といってももうほとんどおられんですよね。その当時の大人の方というのは、現在生きておられんですね。150歳ぐらいになるから。それで、その場合はどうしたらよろしいですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）個別の御相談につきましては、社会福祉課の窓口のほうで御相談いただけたらと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）分かりました。全て窓口で行うということですね。そのためには、やはり周知活動が徹底していないと、今言われるように、まだほんの数パーセントしか申請しておられんですよね。先ほど、佐中議員の答弁のときに、何名言われたか、数がかなり少なかったと思うんですが、それでは、今から10年間でほとんど亡くなられる間には、何か遅くまでしてたら、ほとんど亡くなってしまって、申請を、申請者をしなくてもいいような結果になると思うんですが、審査に半年以上かかるのはなぜですかね。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）黒い雨被爆者健康手帳の交付申請につきましては、令和3年7月の閣議決定以降、随時、受付をさせていただきまして、広島県に提出してきておりますけれども、本件に係る取扱いについて令和4年3月に国から通知をされたところをごさいます、県により順次審査を実施されていると伺っております。本町としては引き続き円滑な受付・進達事務を実施してまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）いや、それは分かるんですけど、なぜそんなに時間かかるんですか。さっき西田町長が言われたように、今、デジタル時代ですから何でもすぐスピードを持ってやりますと言われたんですが、ちょっと逆行しとるような気がするんですがね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）こちらの審査につきましては、県によって順次審査が実施されておりますので、デジタルの部分の手続きなのかというところは、本町におきましては把握しておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）昨年の7月27日に、総理大臣が84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急な対応を検討しますと談話を発表しておられるが、それは聞いていますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）国の動きは把握しております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それ、把握しとってんだったら、県のほうへ幾らか早くならないかと問合せられましたか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）問合せについてはしておりませんが、県のほうで順次審査を実施されているというふうに伺っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それは伺っとるんでしょうが、半年も待てば、半年分の方は亡くなられるんですよ。だから、できるだけ町民の方に寄り添って、早く手続きをしていただきたいわけなんです。私がやかましく言うわけじゃないんですが、どうもお年寄りの方が、私、老人会を開いたときに話を説明したら、私はもう先が短いからいいですと言われるんですよ。そうか言うたら、またお年寄りの方で涙流しながら喜ぶ人もおられます。その人、それぞれ違うんですが、できるだけこういうふうなせつかく被団協の方が裁判までして勝ち取った権利ですから、できるだけ皆さんにそれを周知してほしいわけです。周知だけなんです、知らなかったじゃ済まないんですよ。それはやっぱり行政の仕事じゃないかと思うんですよ。行政がしっかりしておったら、個別訪問までしてでもやっていただいたら助かるんですよ。それはどうですかね、そういうことは。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町といたしましては、引き続き、円滑で迅速な進達事務を心がけてまいります。また、御相談等、健康不安の相談等も併せて、社会福祉課のほうにあ

りましたら、随時、必要に応じて、訪問が必要な方については検討してまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）今までに何人ぐらい相談をされましたか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）黒い雨の手帳交付申請に当たりましては、140件のお問合せをいただいております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それは、先ほど佐中議員のときに人数は聞きました。それで、30人ぐらい申請を行ってるということですよ。だけど、私が把握しとるところは、海田町に約1,000人おられるので、その中の140名じゃ、ちょっと少ないと思うんです。これを早く周知しないと忘れられるんですよ。広報でも何人が読んどるかですよ。年寄りの方、目が悪いのに広報なんか読みませんよ。だから、実際、口でもって伝えるのが一番なんです。だから、そこを考えて、それをお願いしとるんですよ、私は。だから、良い案があったら、町長と相談されて、デジタルの時代ですから、アナログじゃないんですから、待っとく時代じゃないんです。それ、できるだけ早くお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町におきましては、この4月に既に周知をさせていただいてるところですが、引き続き、町広報紙であるとかホームページ等により、周知を行ってまいります。ただ、見られない方につきましては、様々な出前講座であるとか、公民館活動をされていらっしゃる方等、各施設に配架するなど、機会を捉えまして周知に努めてまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）なかなか行って説明したり、口でもって対面的に話をするということがなかなか出ないんですが、紙切れだけじゃ駄目ですよ。今は目が見えん年寄りが多いんです。85歳ですからね、平均。85歳で広報なんかいちいちめくって見ることはないですよ。デジタルの時代、デジタルの時代言っても、これはアナログですよ。私これ以上言いませんが、町民のお年寄りを見たら、海田町で生まれた人は皆該当者ですから、一つ、そのとこをくんでよろしくお願いたします。終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則

第23条の規定により、これにて延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会-することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので御参集いただきたいと思います。

本日は御苦勞様でした。

午後4時46分 延会